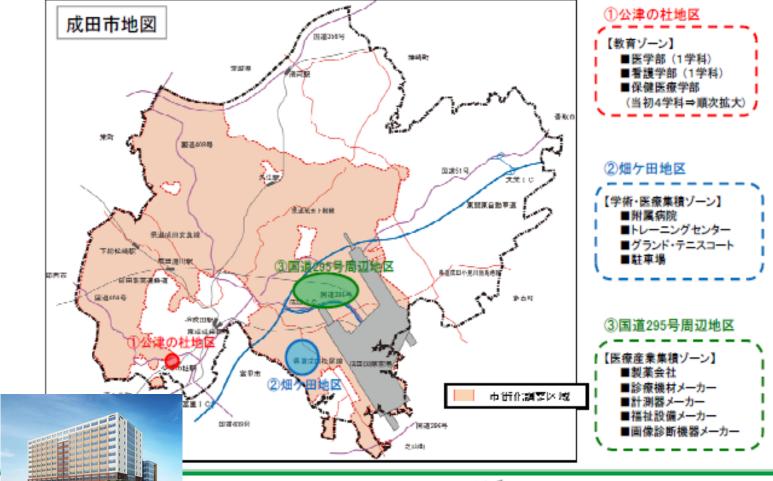




国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ケ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。





New School of Medicine will be established in Narita in April 2017 (Government approval of the establishment in process)







目次

- - 2018年診療報酬改定と入院医療
 - ①7対1病床の要件見直し
 - ②地域包括ケア病棟
 - ・ ③回復期リハビリ病棟
 - ④短期滞在手術・検査など
 - ⑤入退院支援加算
- - 2018年介護報酬改定と介護医療院



パート1 2018年診療報酬改定と 入院医療



入院医療等調査評価分科会より

29.12.20

診療報酬改定について

12月18日の予算大臣折衝を踏まえ、平成30年度の 診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 診療報酬本体

600億円

各科改定率

医科 +0.63%

歯科 +0.69%

調剤 +0.19%

2. 薬価等

1.74%

1700億円

① 薬価

▲ 1. 65%

※ うち、実勢価等改定 ▲1.36%、

薬価制度の抜本改革 ▲ 0. 29%

② 材料価格 ▲ 0.09%



なお、上記のほか、いわゆる大型門前薬局に対する評価 の適正化の措置を講ずる。

2018年診療報酬改定

~地域医療構想を下支え~

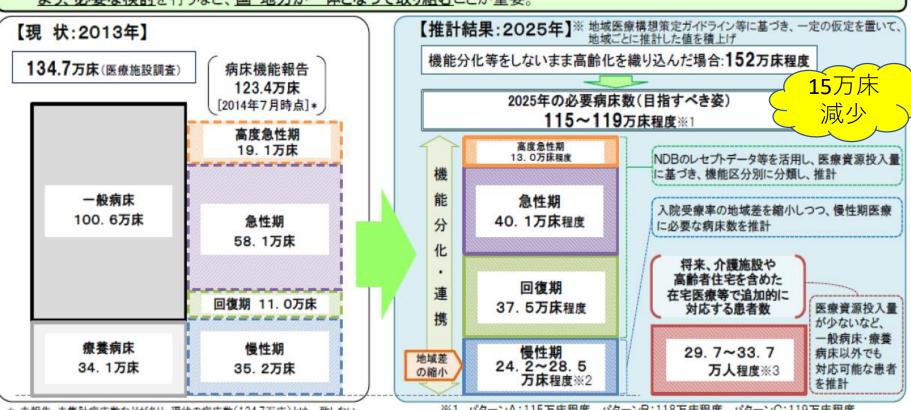


迫井正深医療課長

急性期入院医療の見直し(7対1病床見直し)

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(全国ベースの積上げ)

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、<u>患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられる</u>ことを目指すもの。このためには、医療機関の<u>病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化</u>しながら、<u>切れ目のない医療・介護を提供</u>することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
 - (→「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- <u>地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点</u>から、今後、<u>10年程度かけて</u>、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
 - ・慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。



- * 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を 選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。
- ※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度
- ※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度
- ※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

病床過剰地域、非稼働の病棟は削減対象に

- 地域医療構想の進め 方についての「議論 の整理案」
- ・病床過剰地域の病床 を削減するな動し をがするな動して ながする ない病棟を持つと 療機関に都道府県が 措置命令・要請を出 すこと。

医療計画見直し検討会 ワーキンググループ (2017年12月13日)



資料1

【第107回社会保障審議会医療保険部会(平成29年10月4日)資料1】

2018年診療報酬改定

次期診療報酬改定に向けた 基本認識、視点、方向性等について

改定の基本的視点について

- 改定の基本的視点については、以下の4点としてはどうか。
- その際、特に、今回の改定が6年に一度の介護報酬との同時改定であり、2025年以降も見据えて 医療・介護の提供体制を構築するための重要な節目となることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築 と医療機能の分化・強化、連携の推進に重点を置くこととしてはどうか。

視点1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進 【重点課題】

視点2 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療の実現・充実

視点3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

視点4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上



診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会 委員名簿

氏 名	所属
池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
池端幸彦	医療法人池慶会 理事長
石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
おかむら よしたか 古隆	公立大学法人 和歌山県立医科大学 理事長・学長
尾形 裕也	東京大学 政策ビジョン研究センター 特任教授
神野正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
島弘志	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 病院長
*************************************	法政大学経済学部 教授
武井 純子	社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院 看護部長
たみやなるを	筑波大学 医学医療系 教授
筒井 孝子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
林田 賢史	産業医科大学病院 医療情報部 部長
ふじもり けんじ 藤森 研司	東北大学大学院医学系研究科 公共健康医学講座
135 AV HV 1-1	医療管理学分野 教授
本多 伸行	健康保険組合連合会 理事
むとう まさき 武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

〇:分科会長

中央社会保険医療協議会の関連組織

]報

盤

中央社会保険医療協議会

総会 (S25設置)

■聴 ■取

| 意

専門部会

特に専門的事項を調査審議させるため必要があるとき、 中医協の議決により設置

診療報酬改定結果 検証部会

所掌:<u>診療報酬が医療現場等</u> に与えた影響等について 事業

設置:H17 会長:

委員:公益委員のみ

開催:改定の議論に応じて開催

平成22年度2回 平成23年度2回 平成24年度4回

薬価専門部会

所掌:<u>薬価の価格算定ルール</u> を審議

設置:H2

会長:西村万里子(明治学院大 学法学部教授)

委員:支払:診療:公益

=4:4:4

開催:改定の議論に応じて開催

平成22年度2回 平成23年度14回 平成24年度7回

小委員会

特定の事項についてあらかじめ意見調整を行う必要があるとき 中医協の議決により設置

診療報酬基本問題 小委員会

所掌:基本的な問題についてあら かじめ意見調整を行う

設置:H3

会長:森田朗(学習院大学法学部

教授)

委員:支払:診療:公益=5:5:6 開催:改定の議論に応じて開催

の議論に応じて開催 平成22年度開催なし

平成23年度開催なし 平成24年度5回

調査実施小委員会

所掌:医療経済実態調査 についてあらかじめ

意見調整を行う

設置:S42

会長:野口晴子(早稲田大学

政治経済学術院教授)

委員:支払:診療:公益

=5:5:4

開催:調査設計で開催

平成22年度3回

平成23年度1回 平成24年度3回 **専門組織** ■ 薬価算定、材料の適用及び技術

的課題等について調査審議する 必要があるとき、有識者に意見を 聴くことができる

薬価算定組織

所掌:<u>新薬の薬価算定等</u>に ついての調査審議

設置:H12

委員長:長瀬隆英

(東京大学大学院教授)

委員:保険医療専門審査員 時期:4半期に一度の薬価

#1:4千期に一度の条価 収載、緊急収載等に 応じて、月一回程度

費用対効果評価 専門部会

所掌:<u>医療保険制度における</u> 費用対効果評価導入の 在り方について審議

設置:H24 会長:

委員:支払:診療:公益:参考人

=6:6:4:3

開催:改定の議論に応じて開催

保険医療材料 専門部会

所掌:保険医療材料の価格算 定ルールを審議

設置:H11

会長:印南一路(慶應義塾大学総 合政策学部教授)

委員:支払:診療:公益=4:4:4

開催:改定の議論に応じて開催 平成22年度2回

平成23年度9回 平成24年度1回 見診療報酬調査専門組織

所掌:診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討

設置:H15 委員:保険医療専門審査員

■DPC評価分科会 時期:月1回程度 会長:小山信彌(東邦大学医学部特任教授)

■医療技術評価分科会 時期:年1回程度 会長:福井次矢(聖路加国際病院長)

■医療機関のコスト調査分科会 時期:年1回程度 会長:田中滋(廖應義塾大学大学院教授)

■医療機関等における消費税負担に関する分科会会の場合は、

■入院医療等の調査・評価分科会 会長:武藤正樹(国際医療福祉大学大学院教授) 保険医療材料 専門組織

所掌:特定保険医療材料の保 <u>険適用</u>についての調査 審議

設置:H12

委員長:松本純夫

(東京医療センター院長)

委員:保険医療専門審査員時期:4半期に一度の保険

収載等に応じて、3月

に3回程度

 $\epsilon_{\overline{A}}$

2018年診療報酬改定 入院医療5つのポイント

ポイント① **7**対 1 病床の要件見直し

ポイント② 地域包括ケア病棟

ポイント③ 回復期リハビリ病棟

ポイント④ 短期滞在手術・検査など

ポイント⑤ 退院支援加算

ポイント① 7対1病床の要件見直し

重症度、医療・看護必要度

現在の7対1入院基本料における評価指標

評価指標	評価期間(①患者単位、②病棟単位)	施設基準
(1) 重症度、医療・看護必要度	①毎日 ②直近の1か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)
(2)平均在院日数	①1入院あたり ②直近3か月	18日以内
(3)在宅復帰率	①1入院あたり ②直近6か月間	8割以上

(1)重症度、医療・看護必要度

一般病棟における重症度、医療・看護必要度の見直しの考え方 2016年改定

○ 入院医療等の調査・評価分科会のとりまとめを基に、これまでの中医協において資料として提示した考え方を、以下のとおり整理した。

Aモニタリング及び処置等	O点	1点	2点
1 創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2 呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)	なし	あり	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4 心電図モニターの管理	なし	あり	
5 シリンジポンプの管理	なし	あり	/
6 輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
 7 専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ) ② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ) ④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理 ⑤ 放射線治療 ⑥ 免疫抑制剤の管理、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ) ⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ) ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用(ルナージの管理 ⑩ ドレナージの管理 	なし		あり
⑪無菌治療室での治療	なし		あり
8 救急搬送(搬送日より1~2日間程度)	なし		あり

В	患者の状況等	0点	1点	2点
1	寝返り	できる	何かにつまれ ばできる	できない
2	危険行動	ない		ある
	診療・療養上の指示が じる	はい	いいえ	
4	移乗	できる	見守り・一部介 助が必要	できない
5	口腔清潔	できる	できない	
6	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

Ċ	手術等の医学的状況	0点	1点
I) 開胸・開頭の手術(術当日より5~7日間程度)		
(2	別腹・骨の観血的手術(術当日より3~5日間程度)	<i>4</i> ×1	45.11
(3) 胸腔鏡・腹腔鏡手術(術当日より2~3日間程度)	なし	<i>8</i> 99
4	その他の全身麻酔の手術(術当日より1~3日間程度)		

重症者の定義

A得点が2点 以上かつ B得点が3点 以上の患者

A得点が 3点以上の 患者

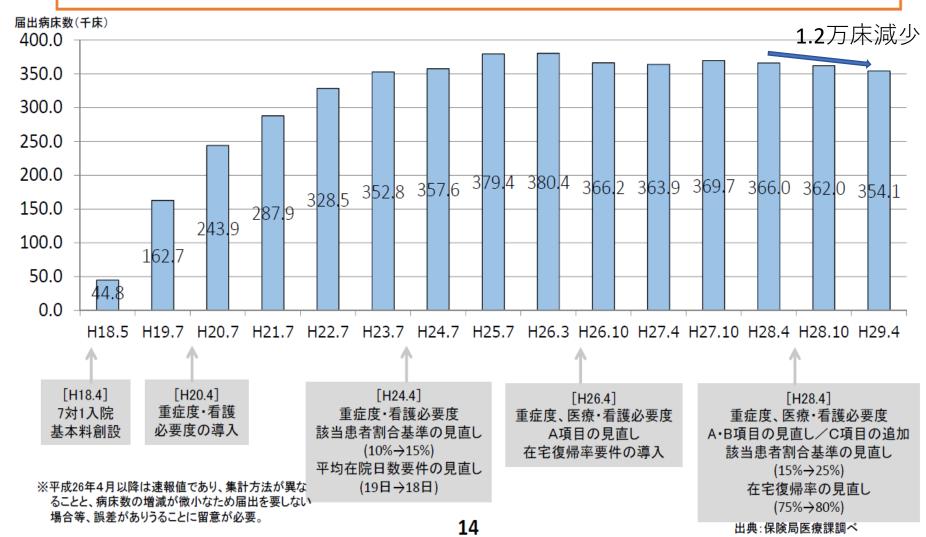
又は

C 1得点が 1点 以上の患者

2016年改定の7対1への影響

一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移

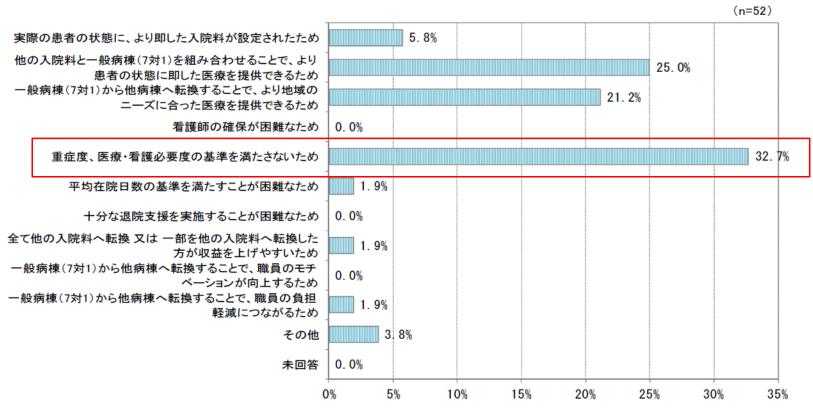
- 7対1入院基本料の届出病床数は平成18年に創設されて以降増加。
- 平成20年以降、7対1入院基本料の増加は緩やかになり、平成26年度以降は横ばいからやや減少の傾向となっている。



一般病棟(7対1)から転換した理由

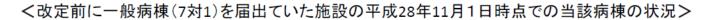
○ 一般病棟(7対1)から転換した医療機関に、その理由を聞くと、「重症度、医療・看護必要度の基準を満たさないため」が最も多く、次いで「他の入院料と一般病棟(7対1)を組み合わせることで、より患者の状態に即した医療が提供できるため」が多かった。

<一般病棟(7対1)から転換した理由(最も該当するもの)>

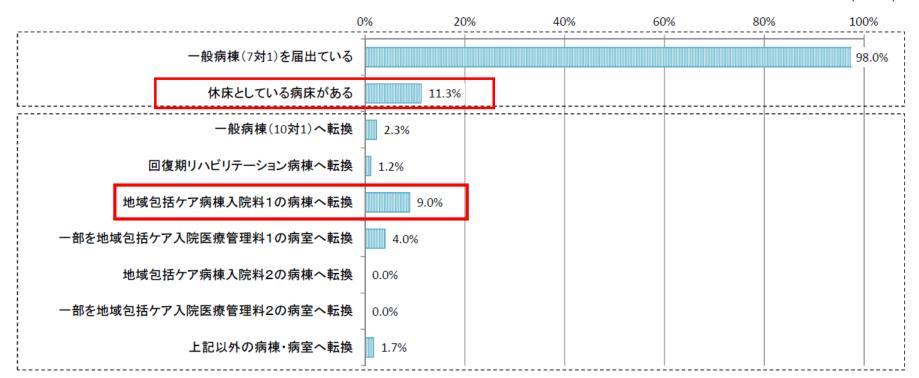


改定後の一般病棟(7対1)の届出状況

- 改定前に一般病棟(7対1)を届出ていた施設で、平成28年11月1日時点で一般病棟(7対1)を届け出ている施設は、98.0%であった。
- また、7対1病棟以外の病棟として届け出たものの中では、地域包括ケア病棟入院料1を届け出ていた 医療機関が最も多かった。



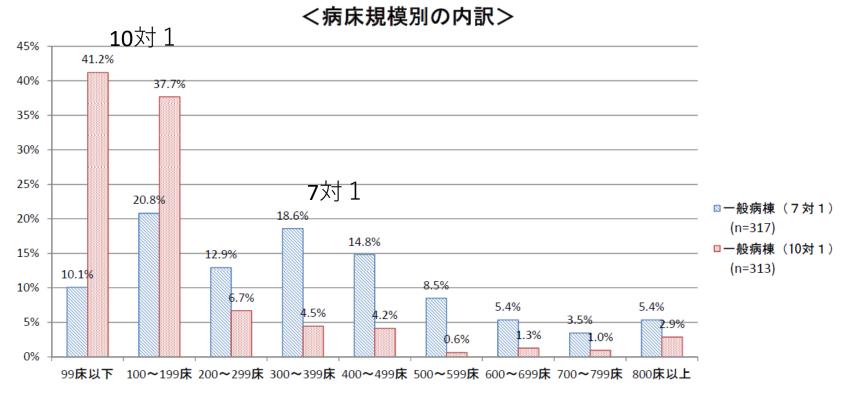




7対1、10対1比較

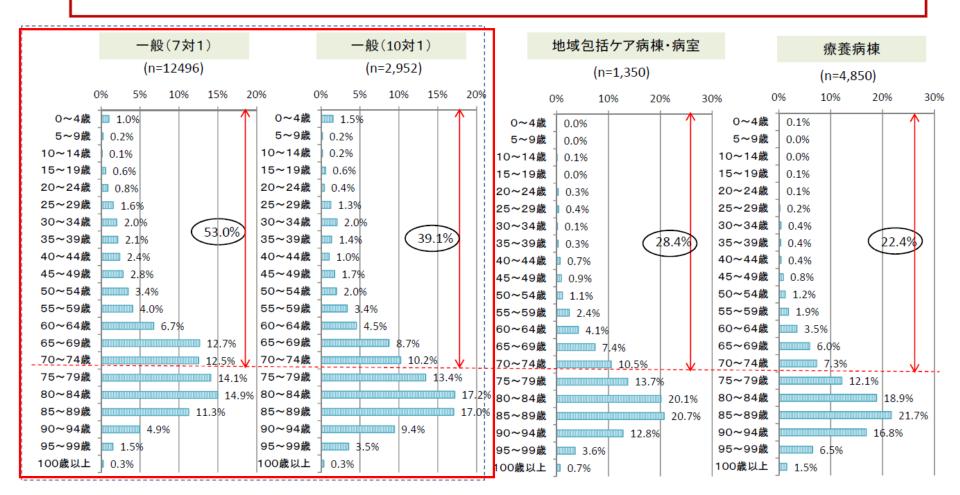
回答施設の状況②(一般病棟7対1・10対1入院基本料)

- 回答施設の病床規模をみると、一般病棟(7対1)を有していると回答した医療機関の許可病床数は、 100床~199床の医療機関が最も多く、次いで300~399床の医療機関が多い。
- 一般病棟(10対1)では、99床以下の医療機関と100~199床の医療機関で全体の8割弱を占める。



一般病棟(7対1、10対1)入院患者の年齢階級別分布

○ 一般病棟(7対1)の入院患者の年齢分布をみると、他の区分と比較して74歳以下の患者の占める割合が多い。

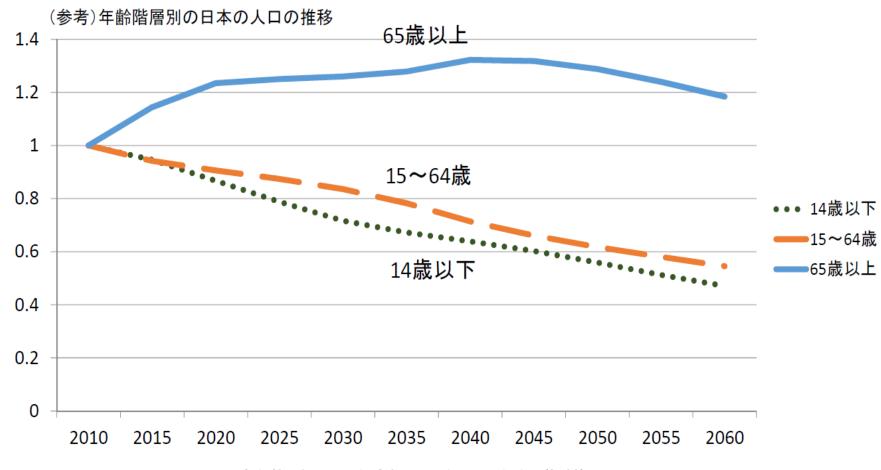


入院医療ニーズの将来予測① ~年齢構成~

 中医協 総 - 6

 2 9 . 3 . 1 5

〇年齢階層別の日本の人口の推移をみると、今後、65歳未満の人口は減少していくことが想定される。



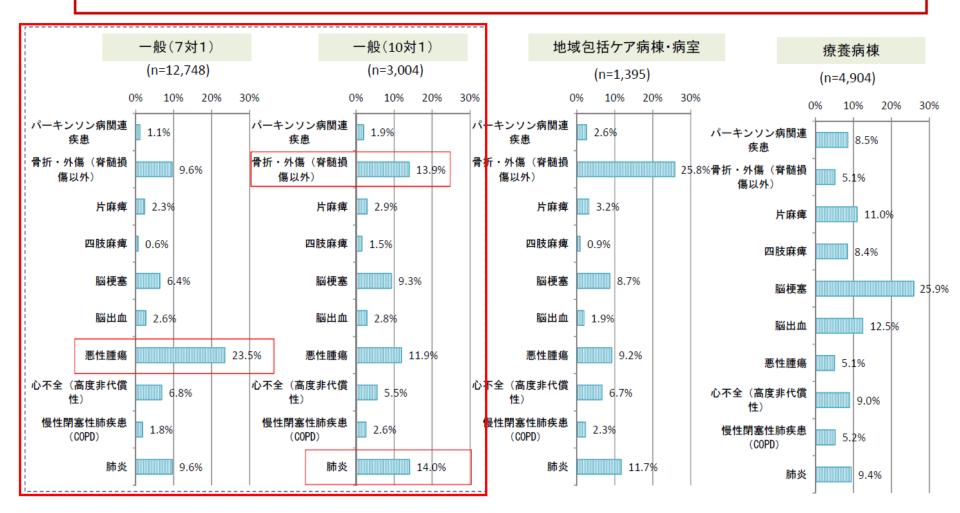
※各年齢層毎の2010年時点の人口を1とした場合の推計値

(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

(平成22年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

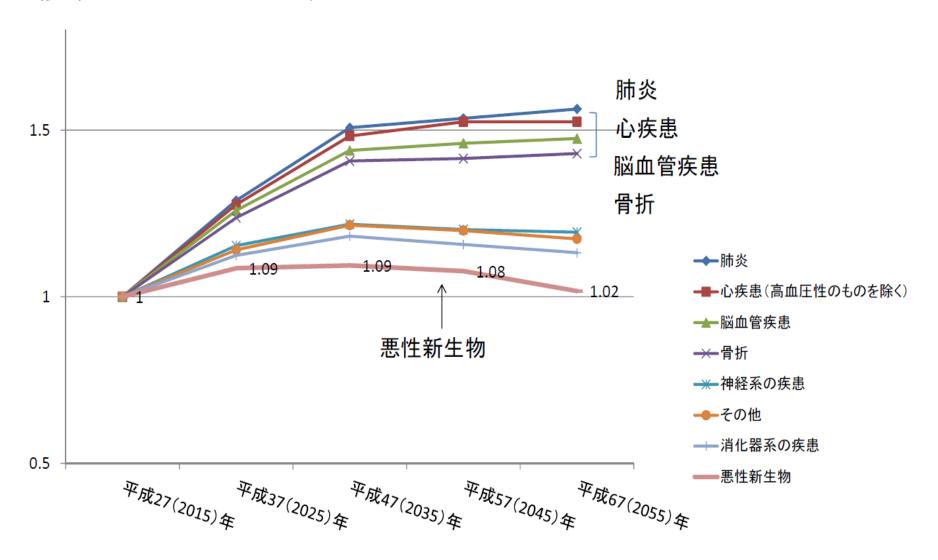
一般病棟(7対1・10対1)入院患者の疾患

○ 一般病棟(7対1・10対1)入院患者の疾患をみると、一般病棟(7対1)では、悪性腫瘍の患者が最も 多く、一般病棟(10対1)では、肺炎と骨折・外傷の患者の割合が最も多い。



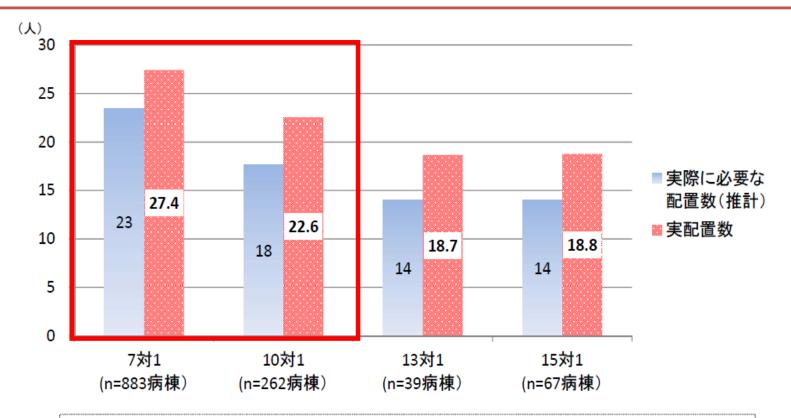
入院医療ニーズの将来予測② ~疾患構成~

(参考) 入院患者の将来推計 2015年を1とした場合の増加率



-般病棟入院基本料区分別 病棟の看護職員の配置数

○いずれの届出区分でも必要な配置数(推計)よりも実際には多くの看護職員を配置している。



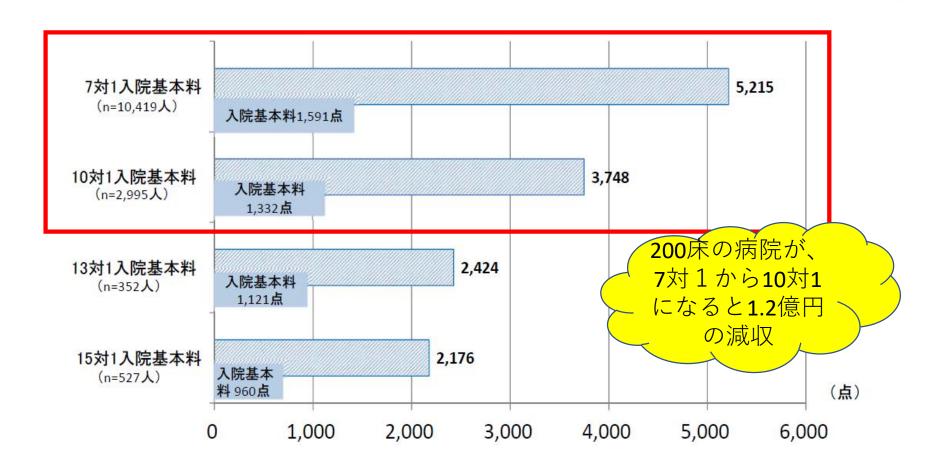
(参考) 必要配置数(基準値) 7対1…14人 10対1…11人 13対1…8人 15対1…7人 病棟あたりの平均届出病床数(平成26年11月5日時点)に対し利用率を80%と設定して算出した1日に必要な配置数

[※] 実配置数:病棟あたりの看護職員の平均配置数(平成26年11月5日時点) 実際に必要な配置数(推計): 病棟あたりの平均届出病床数(平成26年11月5日時点)に対し利用率を80%と設定し算出 病床数を用い、看護職員の休日等の取得を考慮(年間総労働時間を1.800時間で設定)して試算し、 かつ月平均夜勤時間の要件を考慮した必要な配置数

[※] 月平均夜勤時間の要件や夜勤人数の設定により、必要数が変動することに留意

一般病棟入院基本料区分別 一日あたり平均レセプト請求点数

○ 一日あたり平均レセプト請求点数は7対1で最も高く、7対1、10対1で入院基本料以外の点数が多い。



[※] 平成26年11月10日~12月26日の間に医療機関が任意に定めた調査対象月のレセプトより算出

7対1、10対1の重症患者該当率を比較する

一般病棟(7対1)の施設基準による評価について

評価項目	評価期間 (①患者単位、②病棟単位)	基準値 (カットオフ値)
(1)重症度、医療・看護必要度	①毎日 ②直近の 1 か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)
(2)平均在院日数	① 1 入院あたり ②直近 3 か月	18日以内
(3)在宅復帰率	① 1 入院あたり ②直近 6 か月間	8割以上

一般病棟(10対1)の加算による評価について

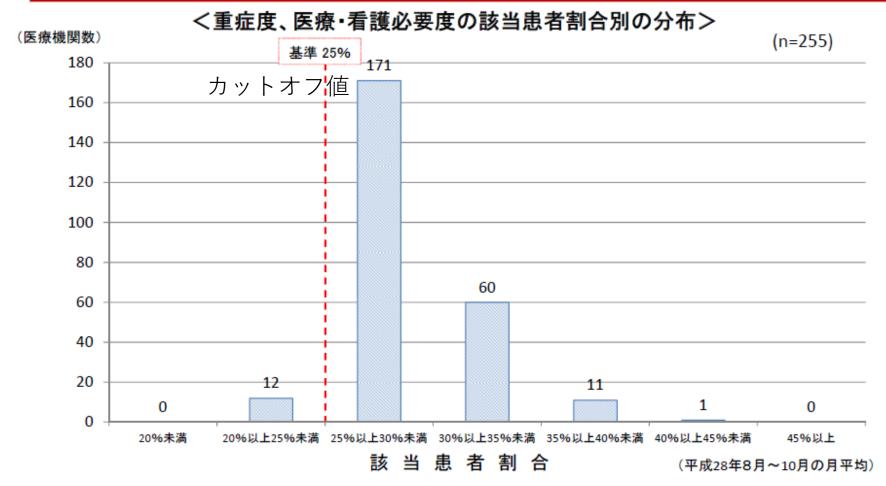
【加算の概要】

名称	点数(1日につき)	基準値
看護必要度加算1	55点	該当患者割合が2割4分以上
看護必要度加算2	45点	該当患者割合が1割8分以上
看護必要度加算3	25点	該当患者割合が1割2分以上

一般病棟(7対1)の重症度、医療・看護必要度該当患者割合別の医療機関の分布

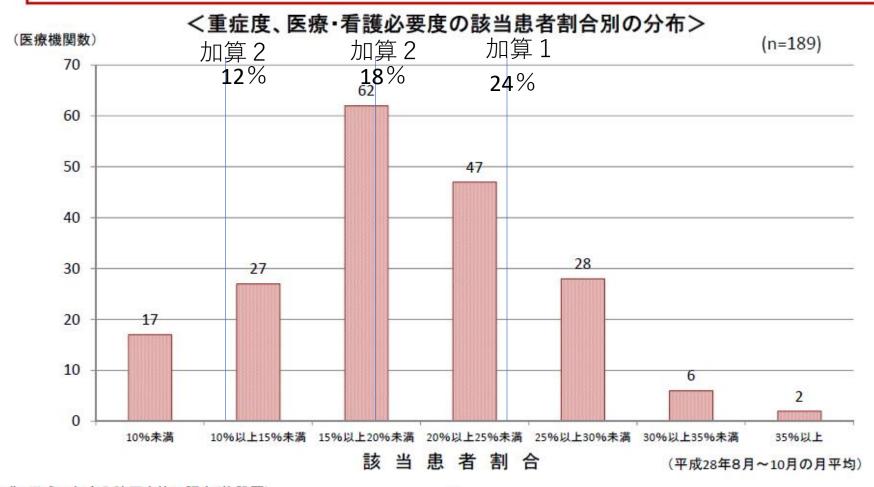
診調組 入一1 29.6.7

○ 一般病棟(7対1)の重症度、医療・看護必要度該当患者割合別の医療機関の分布をみると、該当患者 割合が25%~30%の医療機関が全体の約7割を占めるが、該当患者割合が30%を超える医療機関も、 全体の3割弱存在する。

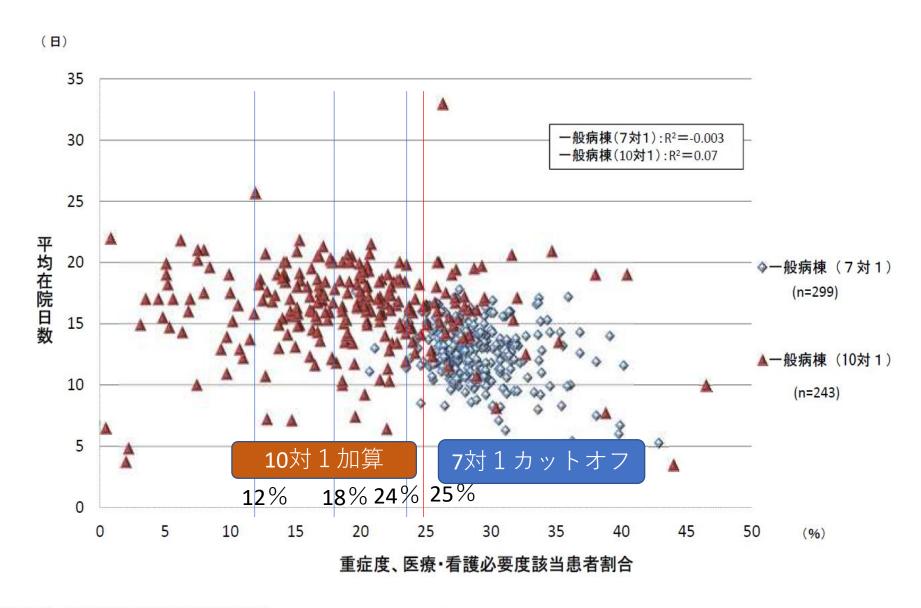


一般病棟(10対1)の重症度、医療・看護必要度該当患者割合別の医療機関の分布

○ 一般病棟(10対1)の重症度、医療・看護必要度該当患者割合別の医療機関の分布をみると、該当患者割合が15%~20%の医療機関が最も多いが、該当患者割合が25%を超える医療機関も、一定数存在する。



平均在院日数と重症度、医療・看護必要度該当患者割合の関係



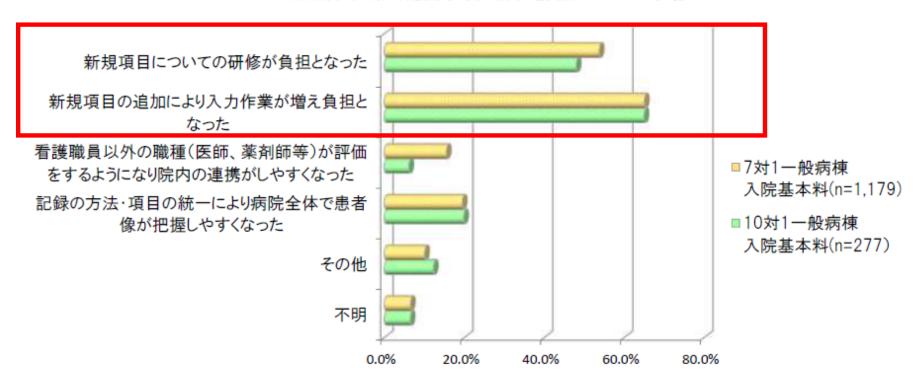


重症度、医療・看護必要度 のDPCデータによる 置き換えについて

重症度、医療・看護必要度の見直しの影響

○ 重症度、医療・看護必要度の評価に関する平成28年度診療報酬改定での見直しの影響については、 「新規項目の追加により入力作業が増え負担となった」が、7対1病棟、10対1病棟ともに多かった。

<重症度、医療・看護必要度の評価を見直したことの影響>



医療機能に応じた入院医療の評価について(1)

一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の見直し

▶ 急性期に密度の高い医療を必要とする状態が適切に評価されるよう。一般病棟用の「重症度、医療・看護必 要度」について見直しを行う。

現行

(一般病棟用重症度、医療・看護必要度に係る評価票)

【該当基準】

A項目2点以上かつB項目3点以上

[A項目]

- 1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く。), ②褥瘡の処置)
- 2 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く。)
- 3 点滴ライン同時3本以上の管理
- 4 心電図モニターの管理
- 5 シリンジボンブの管理
- 6 輸血や血液製剤の管理
- 7 専門的な治療・処置
- ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、
- ③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理、
- ⑤ 放射線治療、⑥ 免疫抑制剤の管理、
- ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)、⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、
- ③ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ドレナージの管理

[B項目]

8 寝返り

- 9 起き上がり
- 10 座位保持
- 11 移乗
- 13 食事摂取
- 12 口腔清潔 14 衣服の着脱

(一般病棟用重症度、医療・看護必要度に係る評価票)

【該出基準】

A項目2点以上かつB項目3点以上、A項目3点以上又はC項目1点以上

[A項目]

- 1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く。),②褥瘡の処置)
- 2 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く。)
- 3 点滴ライン同時3本以上の管理
- 4 心電図モニターの管理
- 5 シリンジボンブの管理
- 6 輸血や血液製剤の管理
- 7 専門的な治療・処置
- ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、
- ③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理、
- ⑤ 放射線治療、⑥ 免疫抑制剤の管理、⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)
- ⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用。
- のドレナージの管理、の無菌治療室での治療

8 救急搬送後の入院

[B項目]

9 寝返り (削除)

(削除) 10 移乗 11 口腔清潔 12 食事摂取

13 衣服の着脱 14 診療・療養上の指示が通じる 15 危険行動

[C項目]

16 開頭手術 17 開胸手術 18 開腹手術 19 骨の手術

20 胸腔鏡・腹腔鏡手術 21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術

22 救命等に係る内科的治療

① 経皮的血管内治療 ② 経皮的心筋焼灼術等の治療 ③ 侵襲的な消化器治療

データ提出加算の提出データの概要

		内容	ファイル名称
患者別匿名化情報	簡易診療録情報(カルテからの匿名化情報)		様式1
	診療報酬請求情報	診断群分類点数表により算定した患者に係る診 療報酬請求情報	Dファイル
		医科点数表に基づく出来高点数情報(入院、外 来) ※外来は任意	EF統合ファイル
		カルテからの日別匿名化情報 (重症度、医療·看護必要度)	Hファイル
		医科保険診療以外の診療情報	様式4
		病床数、入院基本料等加算、地域医療 る指定状況等)	様式3

※上記の様式、ファイル作成方法は

平成29年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料を参照のこと。

重症度、医療・看護必要度A・C項目と報酬区分の関連①

関連性が高いと考えられる項目の例(A項目)

		重症度、 <mark>医療・看護必要度項目</mark>	報酬区分
	,	①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)	J000 創傷処置
A	ı	②褥瘡の処置	J001-4 重度褥瘡処置
A	2	呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)	J024 酸素吸入
Α	3	点滴ライン同時3本以上の管理	G004 点滴注射
A	J		K920 輸血
A	4	心電図モニターの管理	D220 呼吸心拍監視
Α	5	シリンジポンプの管理	G通則 精密持続点滴注射加算
A	0		薬剤の算定 (血液製剤)
	6	輸血や血液製剤の管理	K920 輸血
A	U		K920-2 輸血管理料

出典:保険局医療課調べ

重症度、医療・看護必要度A・C項目と報酬区分の関連③

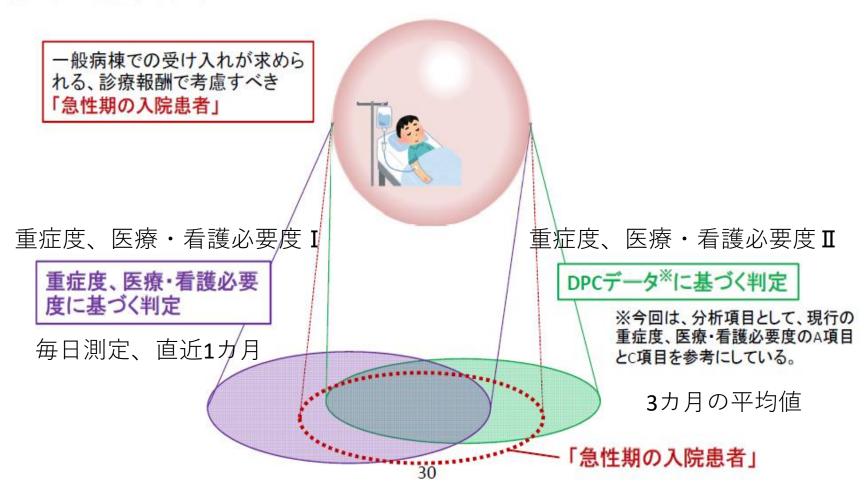
関連性が高いと考えられる項目の例(C項目)

重症度、医療・看護必要度項目		重症度、医療・看護必要度項目	報酬区分
C	16	開頭手術	K164 頭蓋内血腫除去術
			K169 頭蓋内腫瘍摘出術
		開胸手術	K552 冠動脈、大動脈パイパス移植術
	17		K552-2 冠動脈、大動脈パイパス移植術
			K554 弁形成術
			K555 弁置換術
	18	開腹手術	K655 胃切除術
			K657 胃全摘術
			K695 肝切除術
			K702 膵体尾部腫瘍切除術
			K703 膵頭部腫瘍切除術
			K877 子宮全摘術
			K879 子宮悪性腫瘍手術
	19	骨の手術	K059 骨移植術
			K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術

出典:保険局医療課調べ

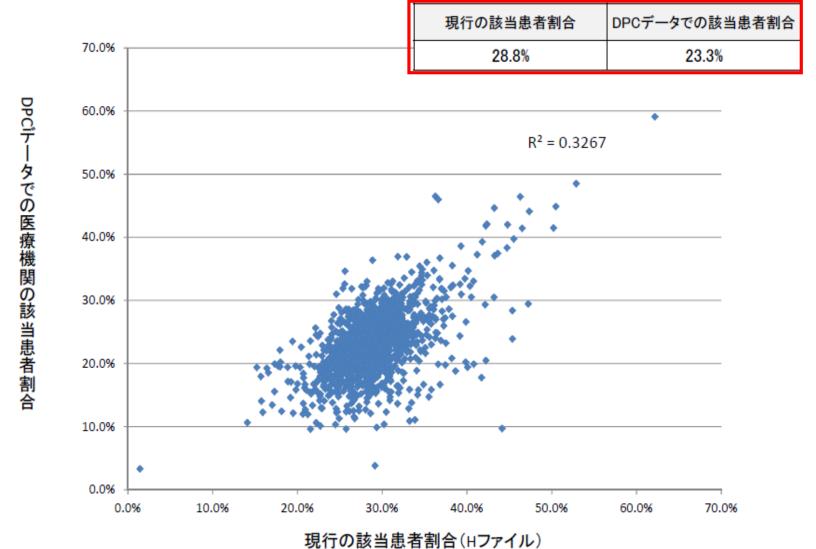
急性期の入院医療における医療・看護の必要性の高い重症な患者を 把握する手法の分析に係る概念図

○ 今回の分析の目的は、医療・看護の必要性が高い重症な患者であって、一般病棟での受け入れが求められる、診療報酬で考慮すべき、「急性期の入院患者」を、把握する評価手法としての合理性等を確認し、手法の特性に応じた整理するもの。



追加分析結果⑤





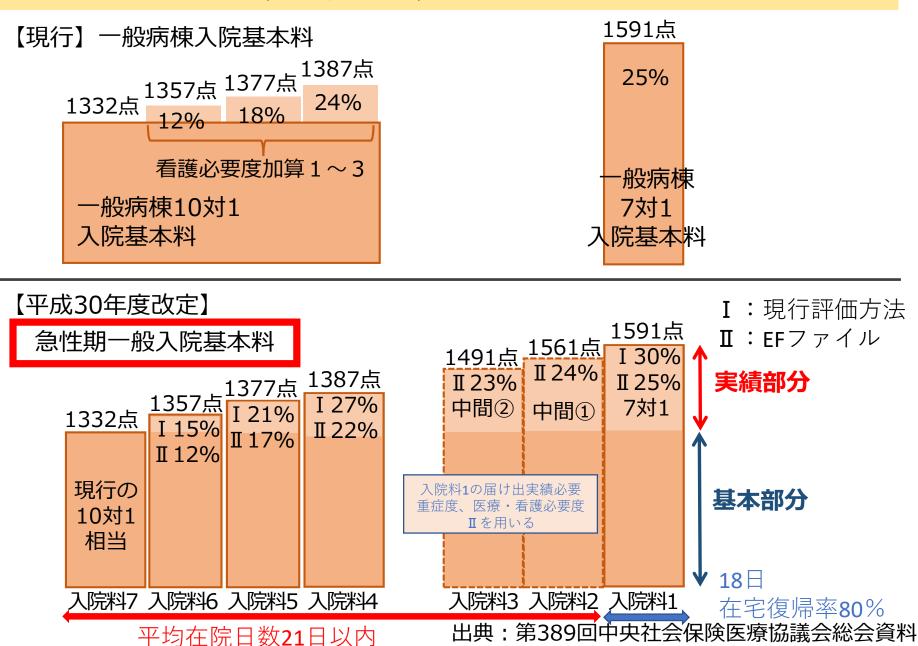
出典: DPCデータ

重症度、医療・看護必要度の項目見直しの影響

- ①B項目の定義の変更→+4~5%
 - 認知症・せん妄に関する項目について、A項目1点以上に該当する場合は重症患者とみなす(A項目1かつB項目3以上でも重症患者とみなす)
- ・②A項目の定義の変更→+1~2%
 - ・ 救急搬送後の入院(2日間) は救急医療管理加算1の算 定(2日間) に変更する
- ③C項目の期間の変更→-1~0%
 - 開腹手術(5日間)は該当期間を4日に短縮する



一般病棟入院基本料(7対1、10対1)の再編・統合の具体的なイメージ



(3) 在宅復帰率

在宅復帰率要件の変遷

【在宅復帰率要件】

医療機関における、在宅復帰に向けた取り組みや連携を評価

在宅復帰率 在宅復帰・病床機 能連携率

【平成26年度診療報酬改定】

○ 7対1入院基本料において、自宅や在宅復帰機能を持つ病棟、介護施設へ退院した患者の 割合について、「75%以上」の施設基準を新設。

[計算式]

直近6月間に「自宅、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)、 療養病棟(在宅復帰機能強化加算(後述)の届出病棟に限る)、居住系介護施設等、

介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る)」 に退院した患者(転棟患者を除く)

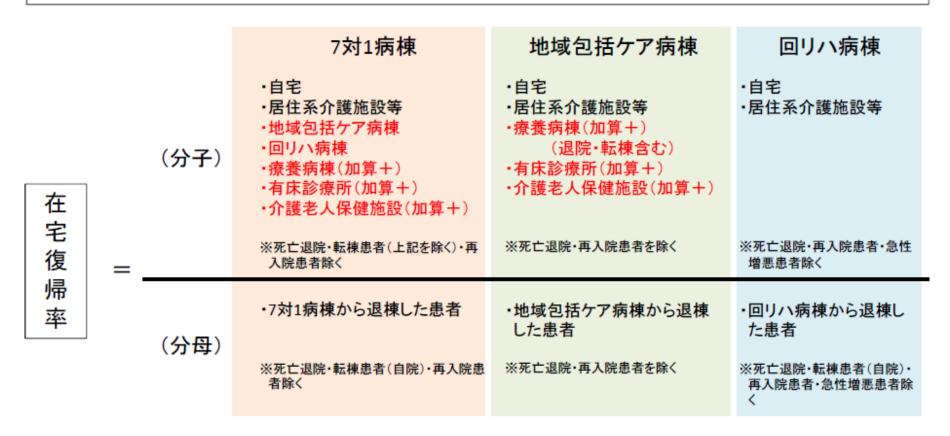
直近6月間に7対1入院基本料を算定する病棟から退院した患者(死亡退院・転棟患者・再入院患者を除く)

【平成28年度診療報酬改定】

- 施設基準の自宅等に退院する者の割合を、80%以上に引上げ。
- 評価の対象となる退院先に、「有床診療所(在宅復帰機能強化加算の届出施設に限る。)」 を追加。

在宅復帰率の算出方法

- 在宅復帰率の算出方法は、転棟患者を含まない場合や分母・分子の対象となる退棟先が異なる等、各病棟により算出方法が異なっている。
- 在宅復帰率が要件となっている病棟であっても、必ずしも全員が自宅へ退院しているわけではないが、現 行の定義では自宅への退院と同様の評価となっている。



施設類型によって在宅復帰率の定義が異なる

在宅復帰率の要件に係る見直しのイメージ(見直し案)

【平成30年度改定の見直し(案)】



ポイント② 地域包括ケア病棟

病床機能区分の回復期の主流となる病棟

地域包括ケア病棟

- ・地域包括ケア病棟の役割・機能
 - ①急性期病床からの患者受け入れ
 - 重症度・看護必要度
 - ②在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ
 - 二次救急病院の指定や在宅療養支援病院の届け出
 - ③在宅への復帰支援
 - 在宅復帰率
- データ提出
 - 亜急性期病床の果たす機能を継続的に把握する必要性を踏まえ、提供されている 医療内容に関する D P C データの提出

地域包括ケア **(** 病棟

の地域医療に果たす役割を踏まえた要件(案)

中 医 協 総 一 2 2 5 . 1 1 . 2 7 (改

注:介護施設等、自宅・在宅医療から直接、急性期・高度急性期の病院へ入院することも可能。

急性期



①急性期からの受け入れ

入院患者の重症度、看護必要度の設定 なと

亜急性期·回復期等

実際には

④「一般病棟代替機能」 もある。

短期滞在手術 化学療法 糖尿病教育入院 レスパイト入院

②在宅•生活復帰支援

在宅復帰率の設定 など



介護施設等

③緊急時の受け入れ

- 二次救急病院の指定
- ・在宅療養支援病院の届出 など



急性期後・回復期の病床の充実と機能に応じた評価

地域包括ケアを支援する病棟の評価

急性期後の受入をはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められていることから新たな評価を新設する。

(新) <u>地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1 2,558点 (60日まで)</u> 地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)2 2,058点 (60日まで)

 看護職員配置加算
 150点

 看護補助者配置加算
 150点

救急・在宅等支援病床初期加算 150点(14日まで)

[施設基準等]

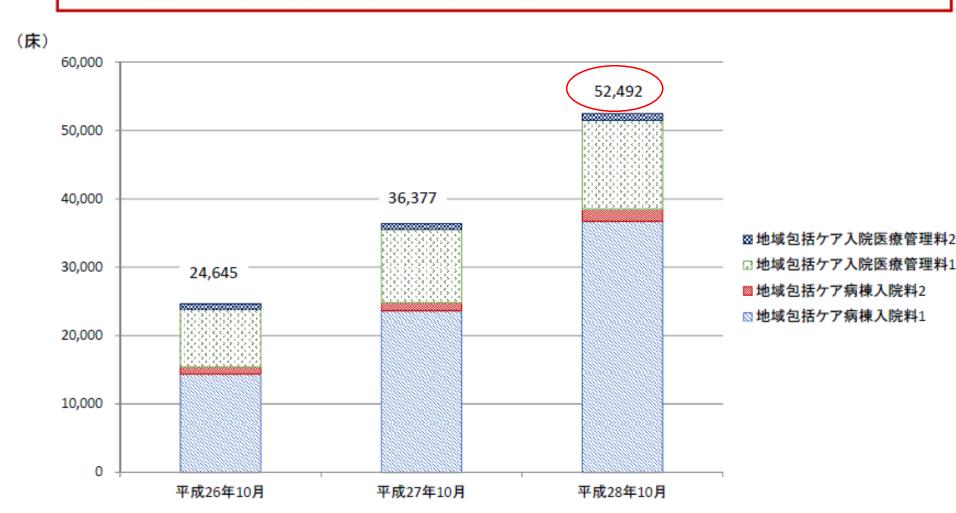
- ① 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを届け出ていること
- ② 入院医療管理料は病室単位の評価とし、届出は許可病床200床未満の医療機関で1病棟に限る。
- ③ 療養病床については、1病棟に限り届出することができる。
- ④ 許可病床200床未満の医療機関にあっては、入院基本料の届出がなく、地域包括ケア病棟入院料のみの届出であっても差し支えない。
- ⑤ 看護配置13対1以上、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1人以上、専任の在宅復帰支援担当者1人以上
- ⑥ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A項目1点以上の患者が10%以上
- ⑦ 以下のいずれかを満たすこと ア) 在宅療養支援病院、イ) 在宅療養後方支援病院(新設・後述)として年3件以上の受入実績、ウ) 二次 救急医療施設、エ) 救急告示病院
- ⑧ データ提出加算の届出を行っていること
- ⑨ リハビリテーションを提供する患者について、1日平均2単位以上提供していること。
- ① 平成26年3月31日に10対1、13対1、15対1入院基本料を届け出ている病院は地域包括ケア病棟入院料を届け出ている期間中、7対1入院基本料を届け出ることはできない。
- ① 在宅復帰率7割以上 (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)
- ① 1人あたりの居室面積が6.4m以上である (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)

看護職員配置加算:看護職員が最小必要人数に加えて50対1以上

看護補助者配置加算:看護補助者が25対1以上(原則「みなし補助者」を認めないが、平成27年3月31日までは必要数の5割まで認められる。) 救急・在宅等支援病床初期加算:他の急性期病棟(自院・他院を問わず)、介護施設、自宅等から入院または転棟してきた患者について算定

地域包括ケア病棟入院料等の届出病床数の推移

地域包括ケア病棟入院基本料等の届出病床数は増加傾向である。



地域包括ケア病棟・病室における患者の流れ

診調組 入一1 29.6.7

- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の入棟元をみると、自院の7対1、10対1病床からの患者が最も多い。
- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の退棟先をみると、自宅への退棟が約6割で、そのうち在宅医療の 提供のない患者が大部分を占める。

【入棟元】(n=1,395)

自宅		26. 7%
	自院の7対1、10対1病床	49. 4%
自院	自院の地域包括ケア・回リハ病床	0. 4%
	自院の療養病床	0. 0%
	他院の7対1、10対1病床	13. 5%
他院	他院の地域包括ケア・回リハ病床	0. 1%
	他院の療養病床	0. 4%
介護療養型医療施設		0. 1%
介護老人保健施設		
介護老人福祉施設(特養)		
居住系介護施設		2. 9%
障害者支援施設		0. 0%
その	その他	
不明		2. 2%

出典: 平成28年度入院医療等の調査(患者票)

地 域 包 括 ケ 病 棟 病 室

【退棟先】 (n=438)

	自宅		在宅医療の提供あり	7. 3%
白杏	-		在宅医療の提供なし	55.0%
自宅等	介護老人福祉施設(特養)			4. 1%
寸	居住系介護施設(グルー		-プホーム等)	4. 8%
	障害者支援施設			0.0%
	一般病床			1. 4%
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床			0. 9%
自院	療養病床		在宅復帰機能強化加算あり	0. 9%
			在宅復帰機能強化加算なし	1. 4%
	その他の病床		0. 2%	
	一般病床		2. 7%	
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床			0. 2%
他院	療養病床		在宅復帰機能強化加算あり	0.0%
	簱袞	抦床	在宅復帰機能強化加算なし	0. 5%
	その他の病床		0. 5%	
左 中章	· 诊療所		在宅復帰機能強化加算あり	0.0%
有床前	乡惊门		在宅復帰機能強化加算なし	0. 2%
	介護療養型医療施		設	0. 5%
介護	તા. તા	介護老人保健施設	在宅強化型	1. 4%
グロ i支が	他故		在宅復帰・在宅療養支援機能加算あり	0. 5%
			上記以外	3. 2%
死亡退院			3. 2%	
その他			0.0%	
不明			11. 2%	

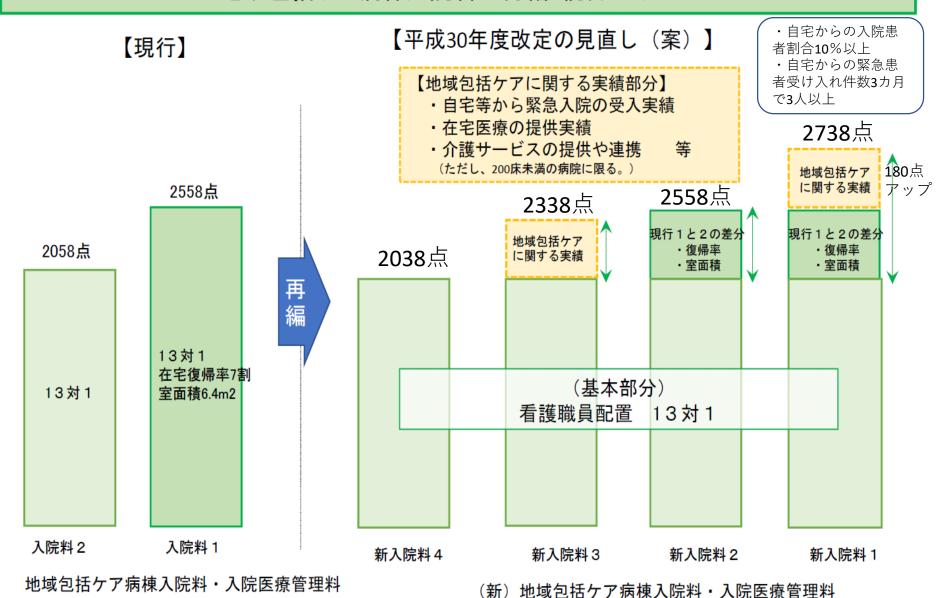


地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料に係る論点(案)

【論点(案)】

- 自宅等から受け入れた患者と、それ以外からの受け入れた患者とで、提供する医療内容等が異なっていることから、「救急・在宅等支援病床初期加算」について、急性期後の入院患者と、在宅からの入院患者とで、診療実績等を踏まえつつ、評価を区別してはどうか。
- 地域包括ケア病棟入院料・治療管理料の届出要件において、在宅医療や救急医療の提供等が求められているが、地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、訪問系サービスの提供についても、要件の選択肢の一つとすることを検討してはどうか。
- 在宅医療、介護サービス等の地域で求められる多様な役割・機能を有する地域包括ケア病棟を持つ医療機関については、地域包括ケアシステムの構築により貢献できるよう、それらのサービスに係る実績等も加味した評価を検討してはどうか。

地域包括ケア病棟入院料の再編・統合のイメージ



ポイント(3) 回復期リハビリテーション



2017年10月25日 中医協

回復期リハビリテーション病棟のアウトカム評価に係る計算式等について②

効果の実績の評価基準

3か月ごとの報告において報告の前月までの6か月間に退棟した患者を対象とした「実績指数」が2回連続して27未満の場合

各患者の (FIM得点[運動項目]の、退棟時と入棟時の差) の総和 実績指数 =

入棟から退棟までの在棟日数 各患者の 状態ごとの回復期リハビリテーション病棟入院料の算定上限日数

実績指数の計算対象

- 報告月の前月までの6か月間に退棟した患者(平成28年4月以降に入棟した患者のみ
- ただし、以下の患者を除外

必ず除外する患者

- 在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を一度も算定しなかった患者
- 在棟中に死亡した患者

まとめて除外できる患者

回復期リハビリテーション病棟に高次脳機能障害の患者が特に多い(退棟患者の4割以上)保険医療機関では、高次 脳機能障害の患者を全て除外してもよい。

(高次脳機能障害の患者とは、入院料の算定上限日数が180日となっている、高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の 頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の患者)

医療機関の判断で、各月の入棟患者数(高次脳機能障害の患者を除外した場合は、除外した後の数)の3割以下の範囲で除外できる患者

- 入棟時にFIM運動項目の得点が20点以下の患者 · 入棟時にFIM運動項目の得点が76点以上の患者
- 入棟時にFIM認知項目の得点が24点以下の患者 · 入棟時に年齢が80歳以上の患者
- 除外の判断は遅くとも入棟月分の診療報酬請求までに行うことが必要。 (除外に当たっては、除外した患者の氏名と除外の理由を一覧性のある台帳に順に記入するとともに、 当該患者の入棟月の診療報 酬明細書の摘要欄に、実績指数の算出から除外する旨とその理由を記載する。)
- ※ 在棟中にFIM運動項目の得点が1週間で10点以上低下したものは、実績指数の算出において、当該低下の直前に退棟したものと見なすことができる。

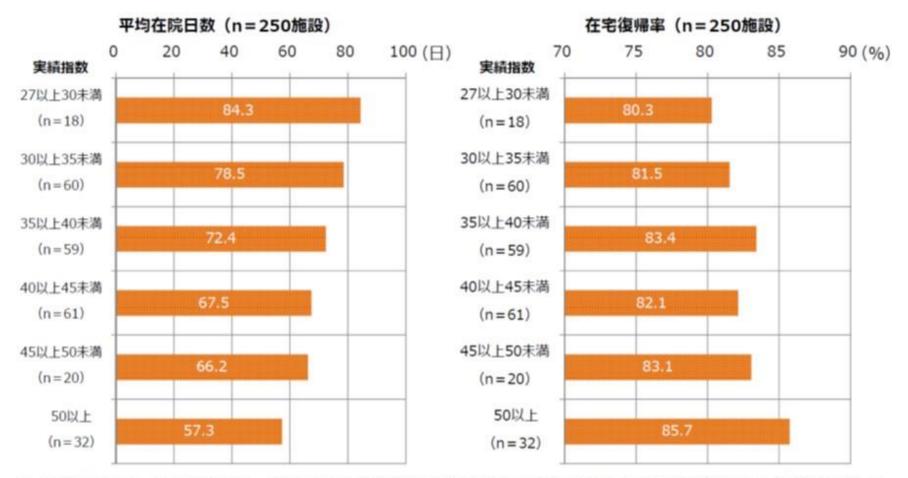
27未満が連続 するとペナル テイの対象 に!

の総和

平成28年度診療報酬改定説明会(平成28年3月4日開催)資料等

回復期リハ病棟における実績指数と平均在院日数・在宅復帰率

○ 実績指数が高いほど、平均在院日数は短い傾向、在宅復帰率は横ばいかやや高い傾向。

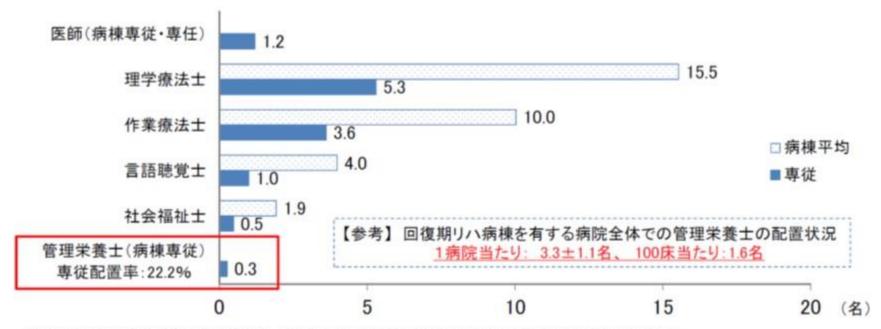


※ 回復期リハビリテーション病棟のうち、一定のリハビリ提供実績を有する病棟(過去6か月間に退棟した患者の数が10名以上で、入院患者に対して 提供されたリハビリテーション単位数が1日平均6単位以上である病棟)について分析。実績指数27未満については、n=1とサンブルが少ないためグ ラフに示していない。

出典:診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成29年度調査)速報値

回復期リハビリテーション病棟における職員配置の状況

- 回復期リハビリテーション病棟(調査対象:1,058病棟)の職員配置数をみると、管理栄養士の平均配置数は1病棟当たり0.3名であった。病院全体の配置数でみると、1病院当たり3.3名(100床当たり1.6名)であった。
- 回復期リハビリテーション病棟のうち、管理栄養士を専従で配置している病棟は22.2%であった。



値は平成28年9月1日時点の常勤換算数: 同時点での回復期リハ病棟1病棟当たりの平均病床数:45.8±9.5床

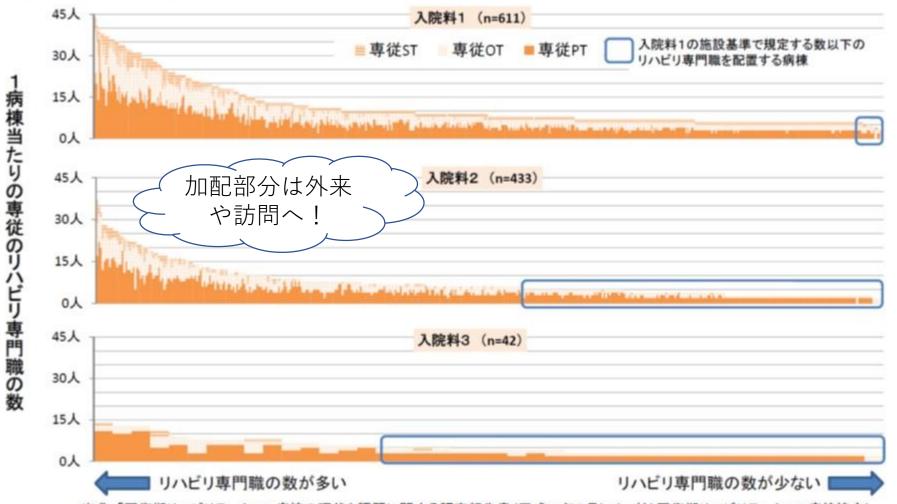
※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び社会福祉士については、内数としての病棟専従者に加えて1病棟当たりの平均配置人数も記載

図 回復期リハ病棟における主な人員配置(看護師を除く)の状況

出典:「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告書(平成29年2月)」(一社)回復期リハビリテーション病棟協会

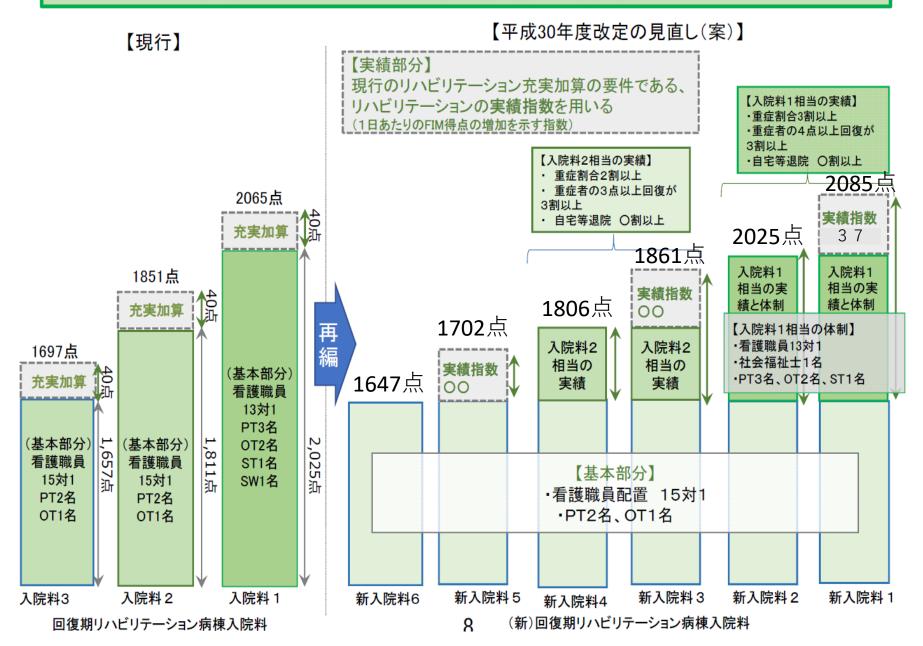
回復期リハビリテーション病棟における専従のリハビリ専門職の配置状況②

○ 入院料2や3であっても、一定割合の病棟は、入院料1の施設基準で規定する数よりも多く、病棟専従のリハビリ専門職を配置していた。



出典:「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告書(平成29年2月)」(一社)回復期リハビリテーション病棟協会)

回復期リハビリテーション病棟入院料の再編・統合のイメージ

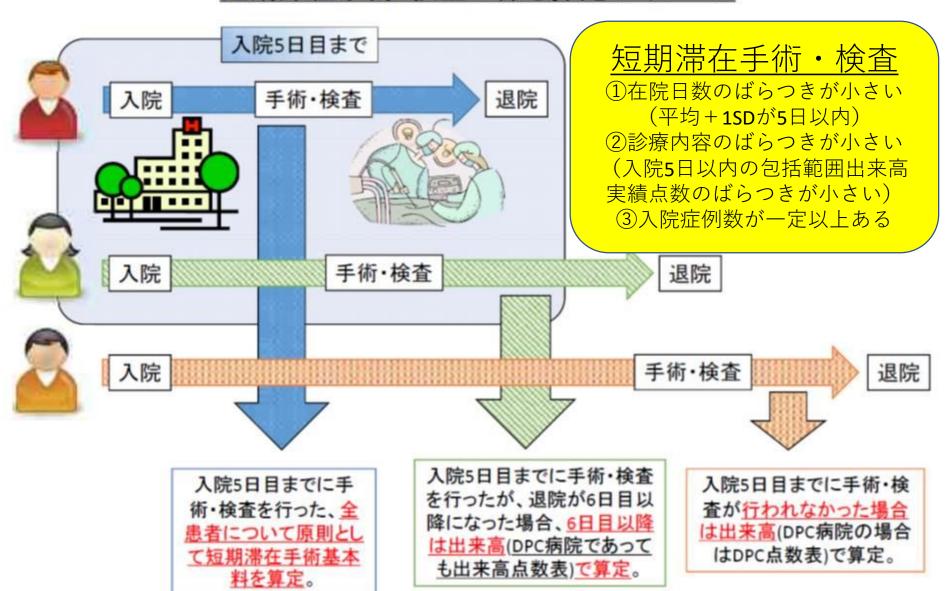


ポイント④ 短期滞在手術・検査など



(1) 短期滞在手術・検査

短期滞在手術・検査に係る算定のイメージ



短期滞在手術等入院基本料3を算定する患者

短期滞在手術等入院基本料3を算定する患者については、 DPC包括算定の対象外とする。

- K008 (新) 腋臭症手術2 皮膚有毛部切除術
- K093-2(新) 関節鏡下手根管開放手術
- K196-2(新)胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)
- K282(新)水晶体再建術 1眼内レンズを挿入する場合ロその他のもの
- K282 (新) 水晶体再建術 2眼内レンズを挿入しない場合
- K474(新)乳腺腫瘍摘出術1長径5cm未満
- K617(新)下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術
- K617(新)下肢静脈瘤手術 2硬化療法
- K617(新)下肢静脈瘤手術 3高位結紮術
- K633 ヘルニア手術 5鼡径ヘルニア(15歳未満)
- K633(新) ヘルニア手術 5鼡径ヘルニア(15歳以上)
- K634(新)腹腔鏡下鼡径ヘルニア手術
- K721(新)内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1長径2cm未満
- K721(新)内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2長径2cm以上
- K743(新) 痔核手術 2硬化療法(四段階注射法)
- K867(新)子宮頚部(腟部)切除術
- K873(新)子宮鏡下子宮筋腫摘出術
- D237 (新)終夜睡眠ポリグラフィー1携帯用装置を使用した場合
- D237 (新 終夜睡眠ポリグラフィー2多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合
- D237 (新)終夜睡眠ポリグラフィー31及び2以外の場合
- D291-2 (新) 小児アレルギー負荷検査
- D413 (新) 前立腺針生検法

2014年改定 21種類

短期滞在手術等入院基本料3を算定する患者

2014年

2016年

H26 21種類 → H28 3種類

≪H28移行が検討されている術式≫



- K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術
- · K768 体外衝擊波腎·尿管結石破砕術
- · M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療

ばらつきが多かった水晶体再建術及び腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術は除外か?

Į

入院医療等の調査・評価分科会 資料参照 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-chuo.html?tid=128166

短期滞在手術等基本料見直し

- 終夜睡眠ポリグラフィー、腋臭症手術、水晶体 再建術→削除
- DPC病院ではD方式を優先、短期滞在手術等基本料は算定しない
- 短期滞在手術等の項目は平均在院日数、重症度、 医療・看護必要度から除外

(2) 特定集中治療室等

特定集中治療室用・ハイケアユニット用重症度、医療・看護必要度評価票

【特定集中治療室用】

Α	モニタリング及び処置等	O点	1点	2点
1	心電図モニターの管理	なし	あり	
2	輸液ポンプの管理	なし	あり	
3	動脈圧測定(動脈ライン)	なし		あり
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	
5	中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし		あり
6	人工呼吸器の装着	なし		あり
7	輸血や血液製剤の管理	なし		あり
8 ル	37-43-31-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-	なし		あり
9 IC	特殊な治療法等 (CHDF、IABP、PCPS、補助人工心臓 P測定、ECMO)	なし		あり

В	患者の状況等	0点	1点	2点
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない
10	移乗	介助なし	一部介助	全介助
11	口腔清潔	介助なし	介助あり	_
12	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
13	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
14	診療・療養上の指示が通じ る	はい	いいえ	_
15	危険行動	ない	_	ある

基準

A得点4点以上かつB得点3点以上

【ハイケアユニット用】

A モニタリング及び処置等	0点	1点
1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥 瘡の処置)	なし	あり
2 蘇生術の施行	なし	あり
3 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装 着の場合を除く)	なし	あり
4 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり
5 心電図モニターの装着	なし	あり
6 輸液ポンプの管理	なし	あり
7 動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり
8 シリンジポンプの管理	なし	あり
9 中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり
10 人工呼吸器の装着	なし	あり
11 輸血や血液製剤の管理	なし	あり
12 肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし	あり
13 特殊な治療法等 (CHDF、IABP、PCPS、補助人工心臓、ICP測定、 ECMO)	なし	あり

В	患者の状況等	0点	1点	2点
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない
10	移乗	介助なし	一部介助	全介助
11	口腔清潔	介助なし	介助あり	_
12	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
13	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	_
15	危険行動	ない	_	ある

基準

A得点3点以上かつB得点4点以上

医療機能に応じた入院医療の評価について

特定集中治療室等における「重症度、医療・看護必要度」の見直し

▶ 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」のA項目及び特定集中治療室管理料の施設基準の見直しを行う。

改定前

特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」

A項目: すべての項目が1点

該当基準: A項目が3点以上かつB項目が3点以上

特定集中治療室管理料1・2

「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が90%以上 特定集中治療室管理料3・4

「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が80%以上



改定後

特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」

A項目:「心電図モニターの管理」「輸液ポンプの管理」「シリン

ジポンプの管理」が1点 その他の項目が2点

該当基準: A項目が4点以上かつB項目が3点以上

特定集中治療室管理料1・2

「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が<u>80%以上</u> 特定集中治療室管理料3・4

「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が70%以上

▶ 特定集中治療室用及びハイケアユニット用の「重症度、医療・看護必要度」について、B項目の簡素化を図るため、一般病棟用の評価と統一する。

救命救急入院料等の主な施設基準

		点数	主な施設基準	看護配置	必要度	その他
	入院料1	~3日 9,869点 ~7日 8,929点 ~14日 7,623点	・専任の医師が常時勤務 ・手術に必要な麻酔科医等との連絡体制	4対1	_	
松亮 松 春 3 哈纳	入院料2	~3日 11,393点 ~7日 10,316点 ~14日 9,046点	・救急救命料1の基準を満たす ・特定集中治療室管理料1又は3の基準を満たす	2対1	ICU用 7割	救命救急セ ンターを有
救急救命入院料	入院料3	~3日 9,869点 ~7日 8,929点 ~14日 8,030点	・救急救命料1の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師	4対1	_	していること
	入院料4	~3日 11,393点 ~7日 10,316点 ~14日 9,046点	・救急救命料2の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師	2対1	ICU用 7割	
	管理料1	~7日 13,650点 ~14日 12,126点	・専任の医師が常時勤務(うち2人がICU経験5年以上) ・専任の臨床工学技士が常時院内に勤務 ・クリーンバイオルームであること		ICU用 8割	
特定集中治療室 管理料	管理料2	~7日 13,650点 ~14日 12,126点	・特定集中治療室管理料1の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師	2対1	ICU用 7割	
	管理料3	~7日 9,361点 ~14日 7,837点	・専任の医師が常時勤務・クリーンバイオルームであること			
	管理料4	~7日 9,361点 ~14日 7,837点	・特定集中治療室管理料1の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師			
ハイケアユニット	管理料1	6,584点		4対1	HCU用 8割	
入院医療管理料	管理料2	4,084点	・専任の医師が常時勤務	5対1	HCU用 6割	
脳卒中ケアユニット 入院医療管理料 5,084 g		5,084点	・神経内科・脳外科5年以上の専任の医師が常時勤務・常勤の理学療法士又は作業療法士が配置11	3対1	_	脳梗塞、 脳出血、く も膜下出血 が8割以上

特定集中治療室等の重症度、医療・看護必要度

○ 各治療室を、特定集中治療室用、ハイケアユニット用、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価票にて評価したところ、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合要件のない救命救急入院料1・3は、救命救急入院料2・4及びハイケアユニットと入院医療管理料比べて該当患者割合が低いが、7対1一般病棟に比べ、該当患者割合が高い。

<各基準の該当患者割合>

特定集中治療室用、ハイケアユニット用、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の全項目について該当するかどうかを調査し、各基準に基づき該当患者割合を集計

1					脳卒中ケアユニット入 院医療管理料	(参考) 7対1一般病棟 入院基本料
特定集中治療室管理料の基準	89. 1%	84. 7%	23. 7%	33. 7%	8. 0%	1. 2%
ハイケアユニット入院医療管理料の基準	92. 6%	93. 1%	48. 8%	88. 0%	31. 5%	4. 3%
7対1一般病棟入院基本料の基準	95. 6%	94. 3%	65. 4%	84. 0%	55. 6%	28. 5%

※ 背景色の箇所は、重症度、医療・看護必要度の基準がある治療室

(対象とした患者数)

	特定集中治療 室管理料	救命救急入院 料2・4	救命救急入院 料1・3		脳卒中ケアユニット 入院医療管理 料	(参考) 7対1一般病棟 入院基本料
特定集中治療室管理料の基準	117, 173	1, 517	3, 303	6, 152	1, 441	5, 178
ハイケアユニット入院医療管理料の基準	117, 173	1, 516	3, 303	6, 017	1, 405	5, 169
7対1一般病棟入院基本料の基準	118, 580	1, 502	3, 266	5, 825	1, 400	5, 167

(参考) 基準一覧

特定集中治療室管理料	A得点4点以上かつB得点3点以上の該当患者割合が、管理料1・2で80%以上、管理料3・4で70%以上
ハイケアユニット入院医療管理料	A得点3点以上かつB得点4点上の該当患者割合が、管理料1で80%以上、管理料2で60%以上
7対1一般病棟入院基本料	A得点2点以上かつB得点3点以上、又はA得点3点以上の該当患者割合が、25%以上

ICUにおける生理学的指標に基づく重症度スコアの例②

SOFA (Sequential Organ Failure Assessment)スコア

- 6臓器の機能不全を0-4点で点数化し、最大24点で評価を行う。
- 〇 24 時間毎に評価した各臓器障害スコアの観察期間中の最大値を合計して得られる total maximum SOFA score (TMS)は、患者の生命予後と一定の相関関係がある。

(参考)SOFAスコア

	0	1	2	3	4
呼吸機能 PaO ₂ /FiO ₂ [mmHg]	x> 400	400≧x>300	300≧x>200	200≧×> 100 呼吸補助下	100≧× 呼吸補助下
凝固機能 血小板数 [×10 ³ /mm²]	x> 150	150≧x>100	100≧x>50	50≧x>20	20≧x
肝機能 ビリルビン値 [mg/dL]	< 1.2	1.2~1.9	2.0~5.9	6.0~11.9	>12.0
循環機能 加圧低下	なし	平均動脈圧< 70 mmHg	ドバミン ≦5γ あるいはドブタミン 投与 〈投与量を問わない〉	ドパミン> 5y あるいはエビネフリン ≦0.1y あるいはフルエビネフリン ≤0.1y	ドバミン>15y あるいはエビネフリン> 0.1y あるいはフルエビネフリン >0.1y
中枢神経機能 Glasgow Coma Scale	15	14~13	12~10	9~6	6未満
腎機能 クレアチニン値 [mg/dL]	1.2未 満	1.2~1.9	2.0~3.4	3.5~4.9 あるいは尿量が500mL/日未満	>5.0 あるいは尿量が200mL/日未満

(3) 総合入院体制加算

医療機能に応じた入院医療の評価について

総合入院体制加算の実績要件等の見直し

総合入院体制加算について、総合的かつ専門的な急性期医療を適切に評価する観点から、実績要件等の見直しを行う。

総合入院体制加算1 ⇒ 総合入院体制加算1(1日につき・14日以内) 240点

総合入院体制加算2(1日につき・14日以内) 180点(新)

総合入院体制加算2 ⇒ 総合入院体制加算3(1日につき・14日以内) 120点

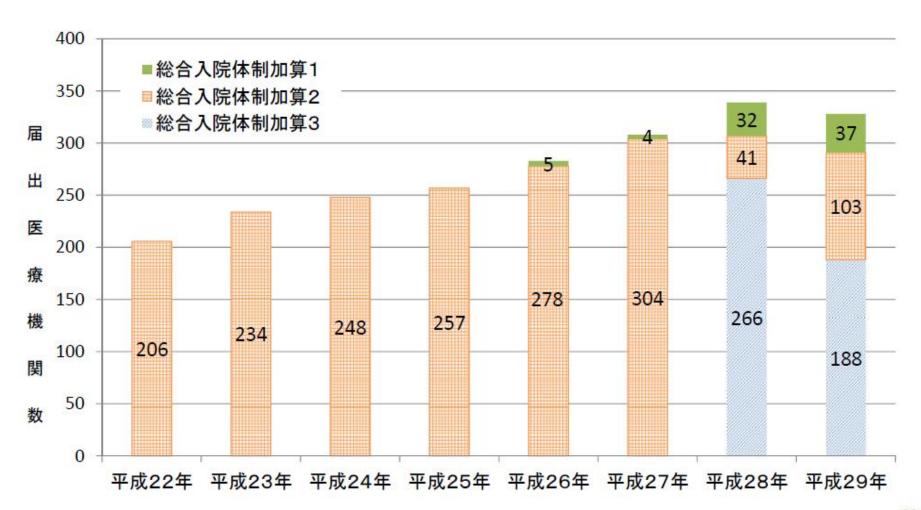
	総合入院体制加算1	(新)総合入院体制加算2	総合入院体制加算3
共通の施設基準	The last and add the Land A. Marie Land A. Miller and Co.	4、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を	
実績要件	ア 人工心肺を用いた手 エ 放射線治療(体外照	術:40件/年以上 イ 悪性腫瘍手術:400件/年 対法):4,000件/年以上 オ 化学療法: <u>1,000件/年以</u>	
	上記の全てを満たす	上記のうち少なくとも4つ以上を満たす	上記のうち少なくとも2つ以上を満たす
救急自動車等による搬送件数	_	年間2,000件以上	_
		(共通要件) 精神科につき24時間対応できる	体制があること
精神科要件	精神患者の入院受入体制がある	イ 精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算 1の届出	以下のいずれかを満たす イ 精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加 1の届出 ロ 精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者(入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急 院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上
日本医療機能評価機構等が行う 医療機能評価	0	0	-
救急医療体制	教命教急センター又は 高度教命教急センター の設置	2次救急医療機関又は 救命救急センター等の設置	2次救急医療機関又は 救命救急センター等の設置
一般病棟用重症度、医療・看護 必要度の該当患者割合 (A得点2点以上又はC得点1点以上)	3割以上	3割以上	2割7分以上

[経過措置]

平成 28年1月1日に総合入院体制加算1、加算2の届出を行っている保険医療機関については、平成29年3月31日までの間、それぞれ総合入院体制加算1、加算3の基準を満たしているものとする。

総合入院体制加算の届出数の推移

<総合入院体制加算の届出医療機関数の推移>



総合入院体制加算の今後の届出の意向(一般病棟7対1・10対1入院基本料)

- 総合入院体制加算の今後の届出の意向を聞くと、「変更の予定なし」と回答した医療機関は、総合入院体制加算2届出医療機関では88.0%、総合入院体制加算3届出医療機関では56.4%を占めた。
- また、総合入院体制加算を届出ていない医療機関の85.6%が、今後の届出の意向なしと回答した。

<総合入院体制加算の今後の届出の意向>

総合入院体制加算2届出医療機関
(n=50)

総合入院体制加算3届出医療機関 (n=101) 総合入院体制加算を届出ていない 医療機関(n=658)

変更の予定なし(n=44)	88.0%
総合入院体制加算1へ変更を検討し ている(n=6)	12.0%
総合入院体制加算3へ変更を検討し ている(n=0)	0.0%
未回答(n=0)	0.0%

変更の予定なし(n=57)	56.4%
総合入院体制加算1へ変更を検討し ている(n=1)	1.0%
総合入院体制加算2へ変更を検討し ている(n=41)	40.6%
未回答(n=2)	2.0%

届出の意向なし(n=273	85.6%
届出を検討している(n=76)	12.5%
未回答(n=9)	2.0%

ポイント⑤入退院支援加算

2016年改定で退院調整加算を見直した

2018年診療報酬改定へむけて「入退院支援」の 議論が始まった(入院医療分科会6月21日)



入院基本料の評価の見直しに向けた議論を始めた分科会(21日、厚労省)

地域包括ケアシステムの構築~入退院支援

切れ目のない支援 外来•在宅 外来·在宅 入院 退院支援から 退院後も住み慣れた地域で生活するための支援として、 入退院支援 ○ 外来や入院時から退院後の地域生活を見据えた支援が必要 ~ 1 ○ 外来部門と入院部門(病棟)との連携、地域と入院医療機関等 との連携が重要 病気になったら… 医 療 介護が必要になったら… 急性期、回復期、慢性期 通院•入院 日常の医療 **新**·入所 かかりつけ医、有 住まし ・地域包括支援センター ・ケアマネジャー ・サービス付き高齢者向け住宅等 いつまでも元気に暮らすために… 生活支援 • 介護予防 地域包括ケアシステムの姿

58

日本医療マネジメント学会(仙台)2017年7月7日、8日



東北大学病院の入退院支援センター

- 東北大学病院(1225床)
 - 2015年から一部の診療科で「入退院センター」の運用を開始
 - 入退院センターでは入院が決定した患者に、入院案内や情報収集、退院阻害要因のスクリーニングを行い、必要時に病棟の多職種に情報提供がなされる。
 - 病棟では入退院センターから情報提供のあった退院阻害 要因の内容を分析し、退院支援に活用する
 - 退院阻害要因は、介護力が最も多く、次いで経済状態、 ADL低下、服薬管理、退院先の選択、問題行動、その他で あった
 - 退院阻害要因はこのように入院前から明らかになっていて、支援可能なものも数多い
 - このため入退院センターにおける情報収集によって、早期からの退院支援を可能になったという

中部徳洲会病院(沖縄)の入退院サポートセンター

- ・沖縄の中部徳洲会病院(331床)
 - 2016年から「入退院サポートセンター」を設置し、 ソーシャルワーカーの配置を行い運用を始めた
 - 入退院サポートセンターのソーシャルワーカーは看護師とともに入院予定患者の問診を行い、退院先の移行確認、各種制度案内を行い退院支援に関する患者教育を行う
 - 従来はソーシャルワーカーは患者が入院後に退院困難な患者を抽出し、患者・家族面談を行っていたが、これを入院前から行うことにより早期介入が図れるようになったという。

群馬中央病院の入退院支援センター

- JCHO群馬中央病院(333床)
 - 2016年に入退院支援センターの運用を開始した。
 - 体制は看護師5名、クラーク1名の専従として、予定 入院患者に対して入退院に係る薬剤部、医事課、栄 養、MSW,リハビリ、歯科と協同して患者の入退院 に係る説明を行った
 - これにより患者からは「医療費のことが心配だった けど安心した」「詳しく説明してもらってありがた い」と意見が聞かれた
 - また病棟、外来スタッフからは「書類の記入や基礎 情報が入力してあるので助かっている」など院内連 携にも役立っているとのことだ

入院前からの支援の機能強化(イメージ図)

退院支援加算 従来 外来 外来(地域、在宅) 入院 検査・治療 治療のために一旦中止にしなけ ればならなかった内服薬を飲ん 検査・治療内容の説明 ●治療方針の でいた、、 説明 歩行に杖が必要な状態な 療養の支援 のに、トイレに遠いベッド ●入院生活の説明 ✓患者情報(入院前のサービス利用等)の確認 ✓療養上のリスクアセスメント(転倒・転落、褥瘡、認知症等) 治療が始まった直後で大変 なのに、退院後の事なんか 退院調整 考えられない、、 ✓退院支援スクリーニング 入退院支援加算 入院前からの支援の機能強化 外来 外来(地域、在宅) 入院 検査·治療 入院時支 療養の支援 援加算 退院調整 200点 病院は、患者個別の状況を 患者は、入院生活やどの 外来において、 事前にアセスメントした上で ような治療過程を経るの ・入院生活のオリエンテーション 患者を受け入れられるため、 ・患者情報や持参薬の確認 ・リスクアセスメントや退院支援スクリーニング 等 かイメージし、準備した上 円滑な入院医療の提供等 で入院に臨める。 を事前に実施 につながる。

パート3 2018年介護報酬改定と介護医療院

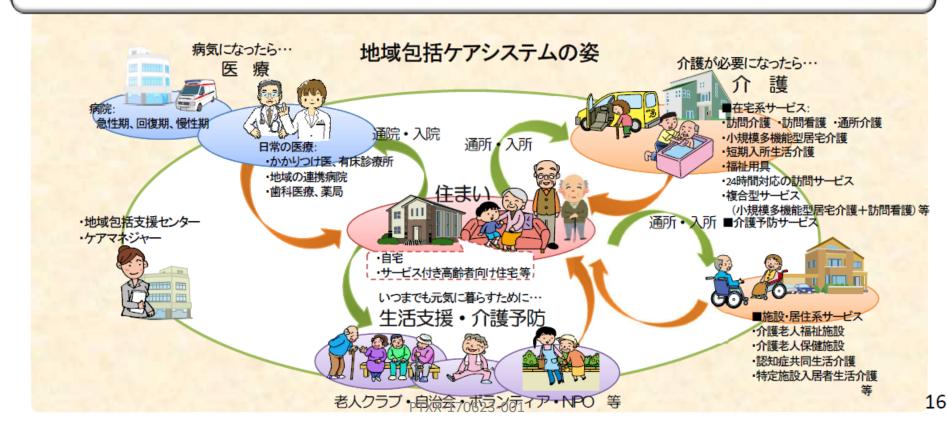


社会保障審議会・介護給付費分科会(2017年4月26日)

1. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

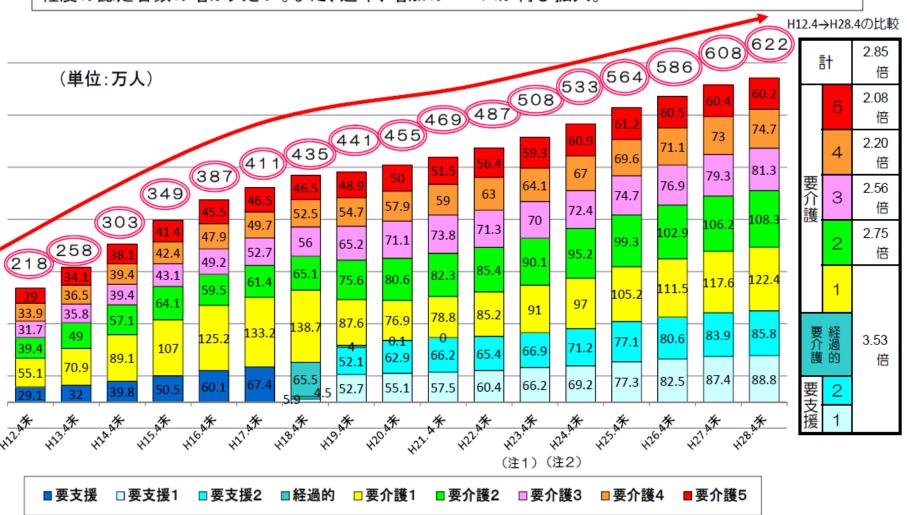
(1)地域包括ケアシステムの構築に向けた対応 2015年介護報酬改定

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、増大することが予測される医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者への対応として、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- 特に、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回·随時対応型訪問介護看護を始めとした 包括報酬サービスの更なる機能強化等を図る。
- また、地域の拠点としての機能を発揮して中重度の要介護者の在宅での生活を支援する役割を果たす施設サービスについて、それぞれに求められる機能を更に高めていく。



要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、平成28年4月現在622万人で、この16年間で約2.85倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

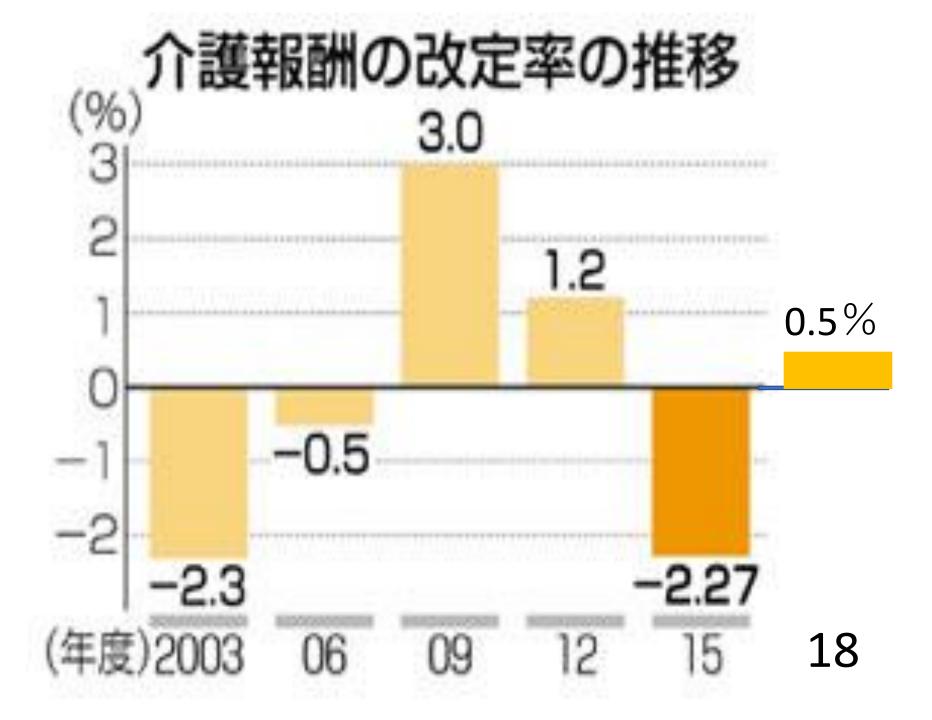


注1)陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注2) 楢葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

PTXX-170623-001 (出典:介護保険事業状況報告)

3



療養病床問題と介護医療院



療養病床に関する経緯①

S48(1973) 老人福祉法改正 老人医療費無料化

○ 「**老人病院**」が増加。施設代わりの病院利用が促進。併せて医師、看護師の配置の薄い病院が増加 (社会的入院問題)



S58(1983) 「特例許可老人病院」制度化

○ 老人病院を医療法上「**特例許可老人病院**」と位置づけ、診療報酬上、**医師、看護師の配置を減らし介 護職員を多く配置**する等の介護機能等の点を評価 (診療報酬は一般病院よりも低く設定)



H5(1993) 医療法改正 「療養型病床群」の創設

○ <u>一般病院における長期入院患者の増加に対応</u>し、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための療養環境を有する病床として「<u>療養型病床</u> 群」を創設(病床単位でも設置できるようにする)。



H12(2000) 介護保険法施行 H13(2001) 医療法改正 「療養病床」の創設

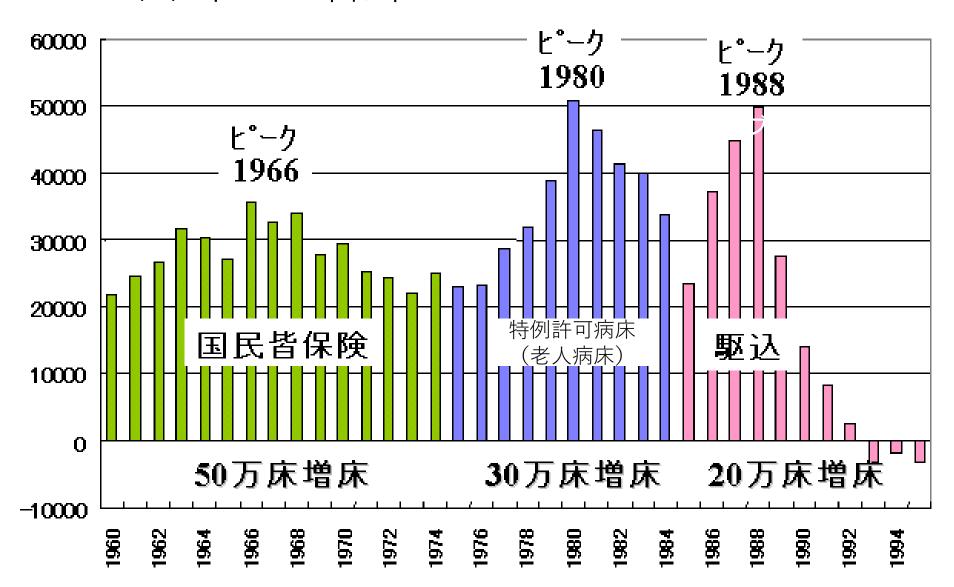
【介護保険法施行】

- <u>療養病床の一部 (※1)</u> について、<u>介</u> <u>護保険法上</u>、主として長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して医学的管理、介護などを行う「介護療養型医療施設」 (※2) として位置づけ(介護療養病床)
- ※1 介護保険法施行時(2000年)は、医療法改正までの間、 療養型病床群として位置づけられていた。
- ※2 介護療養型医療施設の一類型として、医療法上の認知症疾患療養病棟(精神病床)を併せて位置づけ。

【医療法改正】

○ <u>療養型病床群と老人病院(特例許</u> <u>可老人病院)を再編し、「療養病床」</u> に一本化

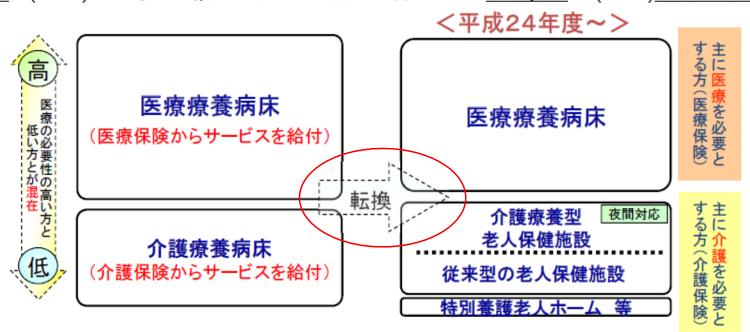
日本の増床三つのピーク



療養病床に関する経緯②

H18(2006) 医療保険制度改革/診療報酬・介護報酬同時改定 2011年度末で廃止 介護療養病床のH23年度末での廃止決定

- 同時報酬改定に際し、実態調査の結果、医療療養病床と介護療養病床で入院患者の状況に大きな差 が見られなかった(医療の必要性の高い患者と低い患者が同程度混在) ことから、医療保険と介護保 険の役割分担が課題
- また、医療保険制度改革の中で、医療費総額抑制を主張する経済財政諮問会議との医療費適正化の 議論を受け、患者の状態に応じた療養病床の再編成(老健施設等への転換促進と介護療養病床のH23 年度末廃止)を改革の柱として位置づけ
- 同時に、<u>療養病床の診療報酬体系</u>について、気管切開や難病等の患者の疾患・状態に着目した「<u>医</u> <u>療区分</u>」(1~3)、食事・排泄等の患者の自立度に着目した「<u>ADL区分</u>」 (1~3)による評価を導入



医療区分2・3 … 医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態や、難病、脊椎損傷、肺炎、褥瘡等の疾患等を有する者 医療区分1 … 医療区分2.3に該当しない者(より軽度な者)

療養病床に関する経緯③

H23(2011) 介護保険法改正 2017年度末 介護療養病床の<u>廃止・転換期限をH29年</u>度末まで延長

○ 介護療養病床の<u>老健施設等への転換が進んでいない現状</u>を踏まえ、転換期限をH29年度末まで 6年延長(※平成24年以降、医療療養病床からの転換を含め、介護療養病床の新設は認めない)

【介護保険法改正の附帯決議】

介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

<療養病床数の推移>

	H18(2006).3月	H24(2011) .3月	<参考>H27(2015).3月
介護療養病床数	12.2万床	7.8万床 (△ 4.4万床)	6.3万床 (△5.9万床)
医療療養病床数	26.2万床	26.7万床 (+0.5万床)	27.7万床 (+1.5万床)
合 計	38.4万床	34.5万床	34.0万床

^{※1} 括弧内は平成18年(2006)との比較

^{※2} 病床数については、病院報告から作成

医療療養病床(20対1・25対1)と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上4:1 (診療報酬基準でいう20対1に相当)以上とされているが、同施行規則(附則)に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6:1 (診療報酬基準でいう30対1に相当)以上とされている。

※ 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

		医療療養病床		人器會差点点
		20対1	25対1	介護療養病床
人員	医師	48:1(3人以上)	48:1(3人以上)	48:1 (3人以上)
	看護師及び 准看護師	20:1 (医療法では4:1)	25:1 (医療法では、4:1が原則だが、29年度末 まで経過的に6:1が認められている。)	6:1 (診療報酬基準でいう30:1に相当) (医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過 的に6:1が認められている。)
	看護補助者	20:1 (医療法では、4:1)	25:1 (医療法では、4:1が原則だが、29年度末 まで経過的に6:1が認められている。)	_
	介護職員	_	_	6:1
施設基	基準 6.4㎡以上 6.4㎡以上 6.4㎡以上		6.4㎡以上	
設置の)根拠	医療法(病院·診療所)	医療法(病院・診療所) 医療法(病院・診療所)	
病床数	Ż	約12.8万床(※1) 約8万床(※1) 約6.3万床(※2)		約6.3万床(※2)
財源		医療保険	医療保険	
報酬(例)(※3)		療養病棟入院基本料1	療養病棟入院基本 14	コノ木 強化型A、療養機能強化型B、 その他
(※1)施設基準届出(平成25年7月1日現在) (※2)病院報告(平成27年3月分概数)		2017年度	末までに廃止	

^(※2)病院報告(平成27年3月分概数)

^(※3)療養病棟入院基本料は、医療区分・ADL区分等に基づく患者分類に基づき評価。介護療養施設サービス費は、要介護度等に基づく分類に基づき評価。



慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービスモデル(イメージ)

医療機関 (医療療養病床 20対1)

○医療区分ⅡⅢを中心

〇医療の必要性が高い

〇人工呼吸器や中心

静脈栄養などの医療

○24時間の看取り・ターミ

〇当直体制(夜間・休日

●介護ニース は問わない

ナルケア

の対応)

とする者

者

医療機能を内包した施設系サービス

患者像に併せて柔軟な人員配置、財源設定等 ができるよう、2つのパターンを提示

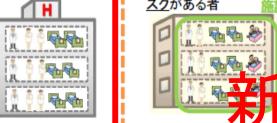
医療を外から提供する、 居住スペースと医療機関の併設

- 医療機能の集約化等により、20対1病床や診療所に転換
- 残りスペースを居住スペースに

新(案1-1)

- ○医療区分 I を中心として、 長期の医療・介護が必要
- 〇医療の必要性が比較的 高く、容体が急変するリ





- ○喀痰吸引や経管栄養を 中心とした日常的・継続的 な医学管理
- ○24時間の看取り・ターミナル ケア
- 〇当直体制(夜間・休日の 対応)又はオンコール体制
- ●高い介護ニーズに対応

▶実際に想定される

医療機関との 組み合わせ例



新(室1-2)

- ○医療区分 I を中心として、 長期の医療・介護が必要
- ○医療の必要性は多様だが、 容体は比較的安定した者



- ○多様なニースに対応する 日常的な医学管理
- ○オンコール体制による 看取り・ターミナルケア
- ●多様な介護ニース に対応

▶実際に想定される 医療機関との 組み合わせ例



新(案2)

○医療区分 I を中心として、 長期の医療・介護が必要

に併設

医療機関

○医療の必要性は多様だが、 容体は比較的安定した者



居住スペース

訪問診療 医療療養病床

今後の人口減少を見据え、病床を削減 スタッフを居住スペースに配置換え等し、 病院又は診療所(有床、無床)として 経営を維持。

- ○多様なニーズに対応する日常的 な医学管理
- ○併設する病院・診療所からのオン コール体制による看取りターミナルケア
- 多様な介護ニース に

現行の 特定施設入居 者生活介護

- 〇医療区分 I を中心として、 長期の医療・介護が必要
- ○医療の必要性は多様だが、 容体は比較的安定した者







- ○医療は外部の病院・ 診療所から提供
- ●多様な介護ニーズに対応

有料老人ホーム、看多機能

※ 介護保険施設等への転換を行う場合は、介護保険事業計画の計画値の範囲内となることに留意が必要。

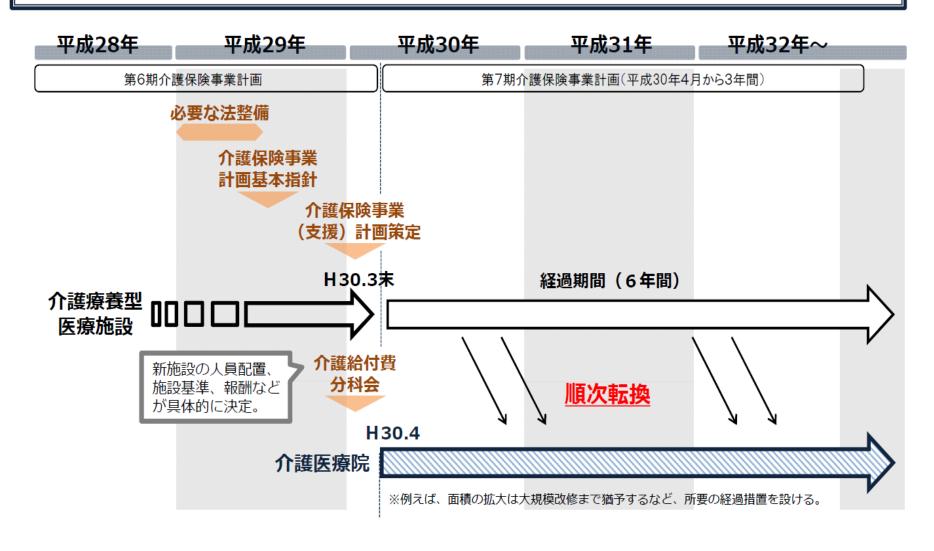
1. 医療機能を内包した施設系サービス

● 平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等については、現在、これらの病床が果たしている機能に着目し、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情等に応じた柔軟性を確保した上で、その機能を維持・確保していく。

	新たな施設			
	(I)	(II)		
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設介護医療院			
設置根拠(法律)	介護保険法 ※ <u>生活施設としての機能重視</u> を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。			
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する 認知症高齢者 等 (<u>療養機能強化型 A・B 相当</u>)	左記と比べて、容体は比較的安定した者		
施設基準 (最低基準)	 介護療養病床相当 (参考:現行の介護療養病床の基準) 医師 48対1(3人以上) 看護 6対1 介護 6対1 ※ 医療機関に併設される場合、人員配置基準の弾力化 ※ 介護報酬については、主な利用者像等を勘案し、適切 	老健施設相当以上 (参考:現行の老健施設の基準) 医師 100対1(1人以上) 看護 介護 3対1 介護 ※ うち看護2/7程度 沈を検討。 切に設定。具体的には、介護給付費分科会において検討。		
面積	老健施設相当(8.0 ㎡/床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシー に配慮した療養環境の整備を検討。			
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象			

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間 延長することとした。

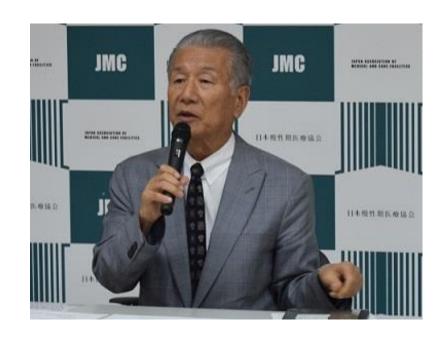


介護医療院のポイント

- 【移行定着支援加算】98単位/日
 - 介護医療院の療養環境や医療必要度に応じて加算のメリハリをつける
 - ・ただし最初の3年の中で、転換後1年のみ。
- 3年目からは、一般病床からの転換や新設も認める?ただし、介護施設の総量規制の中
- •療養病床2の1への一本化で、療養病床2から介護医療院への転換を促す
- 従来の介護療養病床の基本報酬は適正化?
- 介護医療院が老健、特養に与えるインパクト大

介護医療院7~8万床!

- 現在約6万床ある介護 療養病床から4万くらいい。25対1医療療養病 い、25対1医療療養 い、25対1医療療 を おいたの半分くらいが移 行し、全体として7~ 8万床くらいになる。
- 介護医療院協会を 2018年4月に設立



日本慢性医療協会会長 武久洋三氏(2017年6月22日)

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

医

療

介

護

 \mathcal{O}

あ

る

ベ

き

姿





医療と介護のクロスロード to 2025

- •緊急出版!
- 2018年同時改定の 「十字路」から2025 年へと続く「道」を 示す!
- 医学通信社から2018年2月出版予定本体価格 1,500円 + 税



ご清聴ありがとうございました



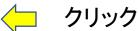
フェース ブックで 「お友達募 集」をして います

国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで mutoma@iwhw.ac.jp